

令和2年第4回（12月）三郷町議会
定例会・会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令 和 2 年 1 2 月 4 日																								
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場																								
開 会 (開 議)	令 和 2 年 1 2 月 4 日 午前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 1 日 目)																								
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1番 神 崎 静 代</td> <td>2番 久 保 安 正</td> </tr> <tr> <td>4番 黒 田 孝</td> <td>5番 先 山 哲 子</td> </tr> <tr> <td>6番 高 田 好 子</td> <td>7番 木 谷 慎 一 郎</td> </tr> <tr> <td>8番 澤 美 穂</td> <td>9番 木 口 屋 修 三</td> </tr> <tr> <td>10番 辰 己 圭 一</td> <td>11番 山 田 勝 男</td> </tr> <tr> <td>12番 高 岡 進</td> <td>13番 伊 藤 勇 二</td> </tr> </table>	1番 神 崎 静 代	2番 久 保 安 正	4番 黒 田 孝	5番 先 山 哲 子	6番 高 田 好 子	7番 木 谷 慎 一 郎	8番 澤 美 穂	9番 木 口 屋 修 三	10番 辰 己 圭 一	11番 山 田 勝 男	12番 高 岡 進	13番 伊 藤 勇 二												
1番 神 崎 静 代	2番 久 保 安 正																								
4番 黒 田 孝	5番 先 山 哲 子																								
6番 高 田 好 子	7番 木 谷 慎 一 郎																								
8番 澤 美 穂	9番 木 口 屋 修 三																								
10番 辰 己 圭 一	11番 山 田 勝 男																								
12番 高 岡 進	13番 伊 藤 勇 二																								
欠 席 議 員	3番 南 真 紀																								
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>森 宏 範</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>池 田 朝 博</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>大 西 孝 浩</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>加 地 義 之</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>辰 巳 政 行</td> </tr> <tr> <td>こども未来創造部長</td> <td>坂 田 達 也</td> </tr> <tr> <td>環 境 整 備 部 長</td> <td>佐 藤 忍</td> </tr> <tr> <td>水 道 部 長</td> <td>橘 和 成</td> </tr> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>渡 瀬 充 規</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>平 川 貴 治</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>安 井 規 雄</td> </tr> <tr> <td>企 画 財 政 課 長</td> <td>大 津 和 之</td> </tr> </table>	町 長	森 宏 範	副 町 長	池 田 朝 博	教 育 長	大 西 孝 浩	総 務 部 長	加 地 義 之	住 民 福 祉 部 長	辰 巳 政 行	こども未来創造部長	坂 田 達 也	環 境 整 備 部 長	佐 藤 忍	水 道 部 長	橘 和 成	教 育 部 長	渡 瀬 充 規	会 計 管 理 者	平 川 貴 治	総 務 課 長	安 井 規 雄	企 画 財 政 課 長	大 津 和 之
町 長	森 宏 範																								
副 町 長	池 田 朝 博																								
教 育 長	大 西 孝 浩																								
総 務 部 長	加 地 義 之																								
住 民 福 祉 部 長	辰 巳 政 行																								
こども未来創造部長	坂 田 達 也																								
環 境 整 備 部 長	佐 藤 忍																								
水 道 部 長	橘 和 成																								
教 育 部 長	渡 瀬 充 規																								
会 計 管 理 者	平 川 貴 治																								
総 務 課 長	安 井 規 雄																								
企 画 財 政 課 長	大 津 和 之																								
行 政 委 員	選挙管理委員会委員長 田 淵 友 一																								

行政委員	<p>代表監査委員 瓜生英明</p> <p>農業委員会会長 下村修</p> <p>固定資産評価審査委員会委員長 瀧川忠雄</p>
本会議の職務のため出席した者の職氏名	<p>議会事務局長 大内美香</p> <p>議会事務局長補佐 高間洋光</p>
町長提出議案の題目	<p>同意第15号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて</p> <p>議案第48号 令和2年度三郷町一般会計補正予算（第8号）</p> <p>議案第49号 令和2年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）</p> <p>議案第50号 令和2年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）</p> <p>議案第51号 令和2年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）</p> <p>議案第52号 令和2年度三郷町下水道事業会計補正予算（第1号）</p> <p>議案第53号 令和2年度三郷町水道事業会計補正予算（第1号）</p> <p>議案第54号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について</p> <p>議案第55号 三郷町議会議員及び三郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について</p> <p>議案第56号 三郷町国民健康保険税条例の一部改正について</p> <p>議案第57号 三郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について</p> <p>議案第58号 三郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第59号 三郷町営墓園の設置等に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第60号 奈良県広域消防組合同規約の変更について</p> <p>議案第61号 王寺周辺広域市町村圏協議会の廃止について</p> <p>議案第62号 財産の取得について</p> <p>議案第63号 財産の処分について</p> <p>報告第15号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について</p>
議員提出議案の題目	<p>発議第8号 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書</p>
議事日程	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
会議録署名議員の氏名	<p>議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。</p> <p>9番 木口屋修三 10番 辰己圭一</p>

令和 2 年 第 4 回 (1 2 月)

三 郷 町 議 会 定 例 会 議 事 日 程 (第 1 号)

令 和 2 年 1 2 月 4 日

午 前 9 時 3 0 分 開 議

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 同意第 1 5 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 4 議案第 4 8 号 令和 2 年度三郷町一般会計補正予算 (第 8 号)
- 第 5 議案第 4 9 号 令和 2 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 6 議案第 5 0 号 令和 2 年度三郷町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 7 議案第 5 1 号 令和 2 年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 8 議案第 5 2 号 令和 2 年度三郷町下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 9 議案第 5 3 号 令和 2 年度三郷町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 0 議案第 5 4 号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 第 1 1 議案第 5 5 号 三郷町議会議員及び三郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 第 1 2 議案第 5 6 号 三郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 1 3 議案第 5 7 号 三郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 第 1 4 議案第 5 8 号 三郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第 1 5 議案第 5 9 号 三郷町営墓園の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 1 6 議案第 6 0 号 奈良県広域消防組合規約の変更について
- 第 1 7 議案第 6 1 号 王寺周辺広域市町村圏協議会の廃止について
- 第 1 8 議案第 6 2 号 財産の取得について
- 第 1 9 議案第 6 3 号 財産の処分について
- 第 2 0 報告第 1 5 号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
- 第 2 1 提案理由の説明

第 2 2 発議第 8 号 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書

第 2 3 一般質問

開 会 午前 9 時 3 0 分

〔開会宣告〕

議長（伊藤勇二） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、南真紀議員から欠席届が提出されており、これを受理していますので、ご報告申し上げます。

それでは、地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより、令和 2 年第 4 回三郷町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

議長（伊藤勇二） 町長から招集の挨拶がございます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 皆さん、おはようございます。本日、三郷町告示第 4 1 号によりまして、令和 2 年第 4 回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、早朝よりご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、先月から再び新型コロナウイルス感染症が急拡大し、全国の感染者数が連日過去最高を記録するなど、第 3 波が襲来しております。奈良県においても、人口当たりの発症率は全国でもかなり高い水準にあり、町内でも複数の感染者が出ております。これから冬本番の乾燥した季節となり、予断を許さない状況が続くことから、住民の皆様にはいま一度、小まめな換気や消毒など、予防策の徹底をお願いするものであります。

町としましても、これまでも対策会議などを通じて、全ての部署で情報共有し、感染症対策を講じてまいりましたが、今後は広域的な視点から、近隣町や医療機関とも連携強化を図りながら、地域共通の課題として取り組んでまいりたいと考えております。

また、本定例会でも関連予算を上程させていただいておりますが、町民の皆様の安全を最優先に、感染症拡大と重症化を防ぐための施策を展開しながら、国や県の補助金も活用し、地域活性化や生活支援対策など、町独自の事業も併せて実施してまいりますので、議員各位にはご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします議案は、同意案件 1 件、議決案件 1 6 件、報

告案件1件の計18件であります。

どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（伊藤勇二） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第127条の規定により、9番、木口屋修三議員、10番、辰己圭一議員を指名します。

〔会期の決定〕

議長（伊藤勇二） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月11日までの8日間にした
いと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月11日
までの8日間に決定しました。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） この際、日程第3、「同意第15号、農業委員会委員の任命につき
同意を求めることについて」から、日程第20、「報告第15号、損害賠償の額の
決定に係る専決処分報告について」までを一括議題とし、事務局に朗読させま
す。

議会事務局長補佐（高間洋光） 朗読します。

日程第 3 同意第15号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ
いて

日程第 4 議案第48号 令和2年度三郷町一般会計補正予算（第8号）

日程第 5 議案第49号 令和2年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）

日程第 6 議案第50号 令和2年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第2
号）

日程第 7 議案第51号 令和2年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）

日程第 8 議案第52号 令和2年度三郷町下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第 9 議案第53号 令和2年度三郷町水道事業会計補正予算（第1号）

- 日程第 1 0 議案第 5 4 号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 5 5 号 三郷町議会議員及び三郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 5 6 号 三郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 5 7 号 三郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 5 8 号 三郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 5 9 号 三郷町営墓園の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 6 0 号 奈良県広域消防組合理約の変更について
- 日程第 1 7 議案第 6 1 号 王寺周辺広域市町村圏協議会の廃止について
- 日程第 1 8 議案第 6 2 号 財産の取得について
- 日程第 1 9 議案第 6 3 号 財産の処分について
- 日程第 2 0 報告第 1 5 号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
- 以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） 日程第 2 1、ただいまの朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提出いたしました議案の提案説明をさせていただきます。

まず初めに、「同意第 1 5 号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」であります。本案につきましては、現在、1 名が欠員となっております農業委員会委員として、農業に関して優れた識見と豊富な経験を有しておられる谷口誠男氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、「議案第 4 8 号、令和 2 年度三郷町一般会計補正予算（第 8 号）」についてであります。既決予算に 9 億 1 3 1 万 5, 0 0 0 円を追加し、補正後の予算総額を 1 2 1 億 7, 4 6 3 万 8, 0 0 0 円とするものであります。

9 月補正と同様、今回の補正予算も、国の「新型コロナウイルス感染症対応地

方創生臨時交付金（２次補正追加分）」を活用した事業と、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費関係の補正予算、それ以外の事項に係る補正予算が混在しております。そのため、予算科目ごとではなく、事業単位での説明とさせていただきます。

それでは、最初に、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した事業の概要からご説明いたします。

まず、新型コロナウイルス感染対策事業といたしまして、生駒郡４町でPCR検査を実施する発熱外来を設置するため、その負担金として８９万９，０００円を計上いたしました。また、各町の負担金のほかに、生駒郡町村会としても積極的に支援することとし、経費の一部を町村会が負担することとしました。

次に、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの併発による重症化を防ぐため、高齢者のインフルエンザ予防接種の自己負担を無償化する費用として９３０万４，０００円を、また、町立幼稚園や小・中学校で水道蛇口を自動水洗化し、感染拡大を防ぐための費用として１，５６０万１，０００円を、来年１月の成人式で３密を防ぐための感染症対策に要する費用として１５万円を計上いたしました。

次に、妊婦支援事業といたしまして、感染リスクが高い中、医療機関へ行く機会が多い妊婦の身体的・精神的負担を軽減するため、本年４月２８日から令和３年３月３１日までに妊娠された方を対象に、町独自の支援施策として、１人当たり５万円の妊婦特別臨時給付金を支給することとし、その費用として１，０００万円を計上いたしました。

次に、企業等の元気回復事業といたしまして、公共施設の閉鎖や介護予防教室等の中止により、大きな影響を受けた町社会福祉協議会への支援として２７３万６，０００円を計上いたしました。

次に、テレワークの推進といたしまして、令和４年３月に撤退する奈良学園大学三郷キャンパスの跡地に、新しい生活様式の下で、需要増が見込まれるサテライトオフィスを整備するなど、町の課題解決や地域活性化のため、施設や用地の今後の活用方法を検討するための費用として２，６００万円を計上いたしました。

次に、生活環境改善事業といたしまして、脱炭素社会を推進し、災害時に電気、ガスなどのインフラが停止した場合に燃料として活用できる、安全でエコな木質ペレットを安定的に製造し、森林環境譲与税で得られる間伐材等を町の資源とす

るため、乾燥機や熱源焼却炉などを導入する費用として1,200万円を、コロナ禍で在宅の機会が増えた高齢者の特殊詐欺被害を防止するため、防犯機能のついた電話機の購入費を補助する経費として200万円を計上いたしました。

また、立野防災倉庫が浸水想定区域にあることから、町の中心に位置し、役場庁舎からも近い旧給食センターに感染症対策用品等を備蓄する中央防災倉庫を新たに建設する費用として3,804万6,000円を計上いたしました。

次に、行政事務のスマート化といたしまして、SDGsの「誰ひとり取り残さない」の理念の下、図書館に来館しなくても自宅で読書ができる機会を創出するため、オンラインで本を借りることができる電子図書館システムの構築費用として482万5,000円を計上いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、災害時に開設する避難所数を増やしたこともあり、これまで以上に現場の状況をリアルタイムに把握することが重要となることから、地域BWAを活用し、被害情報や避難情報をデジタル化し、集約する防災情報システムの構築や、被災者台帳システム及び避難行動要支援者システムを活用する費用などで5,318万3,000円を計上いたしました。

最後に、その他の事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症による差別や偏見をなくし、「誰もが安心して地域で笑顔の暮らしが取り戻せる社会に」との願いから、愛媛県より広がった運動、シトラスリボンプロジェクトに三郷町も賛同し、小中学生や未就学児への啓発活動を行うための費用として71万円を計上し、地方創生臨時交付金事業全体といたしまして、総額1億7,545万4,000円となったものであります。

これらの財源といたしまして、一部、国庫補助金の学校保健特別対策事業費補助金の509万7,000円を活用するとともに、地方創生臨時交付金8,730万9,000円を充当するものです。

次に、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費に係る補正予算は、給料で1,538万8,000円、職員手当等で788万7,000円を減額する一方、共済費で407万8,000円を増額するものであります。

最後に、その他の補正予算の内容をご説明いたします。

まず、総務費では、新規採用職員試験の受験者数が当初の見込みより増加したことから、一般管理費で24万6,000円を、内部情報システムで使用するプリンターの台数が増加したことから、会計管理費で156万3,000円をそれ

ぞれ追加するものであります。

また、緊急事態宣言などの影響で、次期住民情報システムの更新作業に大幅な遅れが出たため、稼働開始時期が1か月延期となり、今年度の支払金額に変更が生じたことから、情報管理費の委託料を270万1,000円減額するとともに、使用料及び賃借料で261万2,000円を増額するものであります。

また、前年度の国庫補助金の精算に伴う返還金として、諸費で4万1,000円を追加するとともに、9月議会で補正予算を計上させていただきました地域BWAの施設整備を公設民営から民設民営方式に変更するため、企画費で800万円を減額するものであります。

次に、民生費では、後ほどご説明させていただきます介護保険特別会計と後期高齢者医療特別会計に係る一般会計の繰出金として、老人福祉総務費で1,708万5,000円を、後期高齢者医療費で217万4,000円を追加するものであります。

また、報酬改定などの制度改正に伴い、障害者福祉システム改修に係る経費として、障害者（児）福祉費で200万円を計上するものであります。

また、子育て世帯の支援策として、本年10月に開設いたしましたファミリー・サポート・センターで、会員対応等のスタッフを拡充するため、児童福祉総務費で36万円を追加するものであります。

また、令和4年4月に開園を予定しております西部保育園の建替事業に伴い、工事費用として7億2,088万5,000円を、監理業務と家屋調査委託料として849万5,000円を、給食配送を委託するための費用として71万3,000円を追加する一方、業務完了による不用額として、設計業務委託料426万8,000円、用地取得予算1,246万円をそれぞれ減額するものであります。

また、ふれあい交流センター排煙窓の修理費用として、児童館運営費で27万5,000円を計上いたしました。

次に、衛生費では、山辺・県北西部広域環境衛生組合での新ごみ焼却施設建設事業の入札中止により、負担金が減額となったため、清掃総務費で143万3,000円を減額するものであります。

また、さきの11月臨時会でご説明させていただきました、ごみ収集車の火災により、新たな車両を購入するため、塵埃処理費で1,000万円を計上いたし

ました。

次に、教育費では、教職員の負担を軽減するスクール・サポート・スタッフを増員するため、小学校費で93万3,000円を、中学校費で46万7,000円を追加するものであります。

また、令和3年1月から、南畑幼稚園に医療ケアを必要とされる幼児が入園されることに伴い、看護師を配置する費用として、幼稚園費で38万8,000円を計上いたしました。

最後に、災害復旧費では、去る10月10日に台風14号の影響で崩落いたしました竜田運動公園・南側斜面の復旧のための調査設計費として、土木施設災害復旧費で1,425万6,000円を計上いたしました。

一方、歳入では、地域BWAテレワーク環境整備事業が減額になったことから、総務費国庫補助金で400万円を、総務債で360万円を減額するものであります。

また、障害者福祉システム改修に伴い、国庫補助金で94万7,000円を、地域包括支援センターの利用者支援事業での専任保健師への補助として、国庫補助金と県補助金で、それぞれ333万4,000円を計上いたしました。

また、竜田運動公園の災害復旧のための調査設計に伴い、土木費国庫補助金で617万5,000円を、土木債で550万円を計上いたしました。

次に、県負担金といたしまして、後期高齢者医療に係る保険料軽減分として、保険基盤安定負担金で86万1,000円を追加いたしました。

次に、県補助金といたしまして、「スクール・サポート・スタッフ等配置促進事業費補助金」で88万円を計上するものであります。

次に、西部保育園建替事業では、環境に配慮したネット・ゼロ・エネルギー・ビル、いわゆるゼブ方式を採用することといたしました。このゼブとは、高効率のエアコンやLEDなどで省エネを図りながら、同時に太陽光発電などでエネルギーをつくることにより、空調や照明等のエネルギーをゼロにするというものであります。このゼブ導入に対する助成金として、諸収入で9,105万円を追加するものであります。

また、建替事業に際し、交付税算入のある地方債5億8,370万円を追加するとともに、今回の補正予算の収支を合わせるため、財政調整基金から1億2,072万8,000円を繰り入れるものであります。

続きまして、「議案第49号、令和2年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてであります。既決予算に124万1,000円を追加し、補正後の予算総額を22億6,649万円とするものであります。

内容といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税の減免を実施していることから、保険税収入で772万5,000円を減額するとともに、前年度2月、3月分の保険税を還付するため、諸支出金で124万1,000円を計上するものであります。

なお、今回の減免分につきましては、全額が国及び県で補填されることから、国庫支出金で463万5,000円を、県支出金で433万1,000円を計上するものであります。

続きまして、「議案第50号、令和2年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてであります。保険事業の既決予算に6,823万1,000円を追加し、補正後の予算総額を20億5,777万5,000円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では、介護保険制度の改正に伴い、町及び王寺周辺広域休日応急診療所でのシステム改修が必要となることから、総務費で922万1,000円を計上するものであります。

また、保険給付費におきまして、予算に不足が生じることから、居宅介護サービス給付費で6,372万2,000円を、高額介護サービス費で678万6,000円を、特定入所者介護サービス費で600万7,000円をそれぞれ増額するものであります。

一方、歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護保険料の減免を実施していることから、保険料収入で60万9,000円を減額するとともに、全額が国の補助の対象となることから、国庫補助金で同額を計上するものであります。

また、介護保険システム改修に伴い、170万円を追加するとともに、保険給付費の増加により、国庫負担金で1,530万3,000円を、支払基金交付金で2,065万9,000円を、県負担金で956万4,000円を、一般会計繰入金で1,708万5,000円をそれぞれ追加するとともに、財政調整基金積立金の利息を除く金額を減額し、同基金から392万円を繰り入れることで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第51号、令和2年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてであります。既決予算に262万4,000円を追加し、補正後の予算総額を3億9,867万2,000円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では、地方税法の改正に伴い、後期高齢者医療システム改修で147万4,000円を計上するものであります。また、低所得者への保険料軽減額の増加が見込まれることから、後期高齢者医療広域連合納付金で115万円を追加するものであります。

一方、歳入では、システム改修に対する国庫補助金で45万円を追加するとともに、一般会計繰入金で217万4,000円を計上するものであります。

続きまして、「議案第52号、令和2年度三郷町下水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。人事異動及び人事院勧告に基づく給与改定に伴い、下水道事業費用で136万8,000円、資本的支出で417万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

続きまして、「議案第53号、令和2年度三郷町水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。信貴山のどか村配水池までの県水送水管布設工事を奈良県から受託する工事費及び事務費として、水道事業収益で2,295万5,000円を増額するものであります。

また、同事業に係る受託工事費と人事院勧告に伴う人件費を加味し、水道事業費用で2,173万9,000円を増額するものであります。

続きまして、「議案第54号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」であります。本条例は、住民監査請求を経て住民訴訟で町が敗訴した場合に、町から町長等へ請求される賠償金について、国の参酌基準と同様の内容で、当該賠償金の一部を職責に応じて免責できるように、新たに制定するもので、公布の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第55号、三郷町議会議員及び三郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」であります。本条例は、公職選挙法の改正により、町議会議員選挙及び町長選挙において、選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターに関しまして、公費負担の選挙運動が町村にも拡大されることから、必要な要件や手続等を定め、本年12月12日以後に告示される選挙から適用するものであります。

続きまして、「議案第56号、三郷町国民健康保険税条例の一部改正について」

であります。本条例改正は、地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の法定軽減が拡充されることから、本条例中の軽減を判定するための基準額を改正するもので、令和3年1月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第57号、三郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について」であります。本条例改正は、現在、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給適用期間が本年末となっておりますが、今後も延長されることが予想されることから、支給適用期間を柔軟に運用できるよう所要の改正を行うもので、令和3年1月1日から施行するものであります。

次に、「議案第58号、三郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」であります。本条例改正は、地方税法の一部改正に伴い、延滞金等の特例規定が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもので、令和3年1月1日から施行するものであります。

次に、「議案第59号、三郷町営墓園の設置等に関する条例の一部改正について」であります。本条例改正は、墓じまいなど、昨今の墓地利用者や墓地の利用を希望される方からの要望や相談に対応するため、墓地の利用状況をも鑑み、再使用可能な区画の使用料や移転墓地使用者の永代払い管理料などを設定するため、所要の改正を行うもので、令和3年1月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第60号、奈良県広域消防組合同規約の変更について」であります。これまで奈良県広域消防組合で協議されてきた組織再編や経費負担等につきまして、今般、抜本的な見直しが行われ、同組合同規約が変更されることとなりました。このことから、地方自治法第286条第1項の規定により、関係団体の協議を行うもので、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、「議案第61号、王寺周辺広域市町村圏協議会の廃止について」であります。広域的な見地から総合的に振興整備を行うため、昭和45年10月に近隣7町で王寺周辺広域市町村圏協議会が設立されました。しかしながら、設立から40年が経過する中で、社会情勢が変化し、広域行政としての当初の役割は終えたことから、関係7町で協議の結果、令和2年度末をもって廃止することとなりました。このことから、本協議会の廃止について、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、「議案第62号、財産の取得について」であります。G I G A スク

ール構想に基づく町立学校での児童生徒用タブレット600台を、奈良県が実施した共同調達によりまして、奈良市高天町10番地の1 キステム株式会社 奈良本社 事業統括取締役 井門英也を相手方とし、3,302万6,400円で物品購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、「議案第63号、財産の処分について」であります。町の課題を解決するため、勢野北部土地区画整理組合から取得した商業施設用地の活用などについて、事業者の公募を行っていたところですが、このたび、檸檬会・ハウディ事業共同体を事業者として特定いたしました。その事業者から、事業実施に当たり、当該用地の購入申入れがあったことから、同社を相手方として、当該用地5,334.60平方メートルを1億500万円で売却する土地売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

最後に、「報告第15号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」であります。本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分した損害賠償の額の決定について報告するものであります。

内容といたしましては、本年8月21日に発生した公用車と自家用車の接触による物損事故につきまして、相手方との示談が成立したものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。慎重審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（伊藤勇二） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） 日程第22、「発議第8号、国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（高間洋光） 朗読します。

発議第8号、令和2年12月4日、三郷町議会議長、伊藤勇二様。

国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者、辰己圭一。賛成者、山田勝男、木口屋修三、澤美穂、木谷慎一郎、高田好子、高岡進。

次のページ、お願いします。

国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書。

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的

人権の尊重の三原則の下、我が国の発展に大きな役割を果たしてきた。この三原則は、憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持されなければならない。

一方、現憲法は今日に至るまでの約70年間、一度の改正も行われておらず、この間、我が国を巡る内外の諸情勢に大きな変化が生じていることに鑑みれば、憲法についても直面する諸課題から国民の安全を確保し、福祉の向上を図る内容であることが求められる。

このような状況の中、平成19年に「日本国憲法の改正手続に関する法律」が成立したことに伴い、国会に憲法審査会が設置され、憲法96条に定める改正の為の国民投票が可能となったところであるが、議論が進展しているとは言いがたい状況にある。

憲法は国家の基本規定であり、その内容については、国会はもちろんのこと主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきである。

よって、国におかれては、日本国憲法について、国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民的議論を喚起することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月、奈良県三郷町議会、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣官房長官。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） ただいま朗読の発議第8号について、提案理由の説明を求めます。

10番、辰己圭一議員。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、「発議第8号、国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書」について、提案理由を述べます。

日本国憲法は、皆さんご存じのとおり、昭和22年5月3日に施行され、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則の下、我が国の発展に大きな役割を果たしました。この三原則は、憲法の根幹を成すものであり、今後も堅持されなければならないと考えます。

また、世界の成文憲法188か国の中で14番目に古い憲法と言われておりますが、我が国よりも古い国々の憲法は複数回以上改正されており、事実上、日本の憲法は世界で最も古い憲法と言われております。

既に73年間の歳月が経過する中で、長年にわたり改憲、護憲をめぐる激論が繰り返されながらも、一度も改正されず、時代に合わない不備や矛盾があったとしても、他の法律を改正することで対応してきたということです。

もともと、日本国憲法は、多くの場合「法律で定める」と書かれており、大原則だけを定めて、具体的なことは別途、他の法律で決めるという構造になっているわけですが、例えばアメリカや他国の憲法は、選挙や地方自治の制度などを具体的に書いていることが多いのですが、日本では公職選挙法であったり、国会法や内閣法、地方自治法といった憲法附属法があります。

我が国は安全保障や災害対策、選挙制度や教育など、憲法の改正によらなければ将来が見通せない課題が多岐にわたってありますが、その中で、1点、お示ししたいことがございます。それは、我が国の憲法には緊急事態対応の規定が設けられていないことであります。

国をめぐる内外の諸情勢に大きな変化が生じておりますけれども、国際情勢が激変する中で、我が国周辺においては、北朝鮮による弾道ミサイルの発射、中国の東シナ海等への海洋進出、尖閣諸島の領海侵犯等、緊迫の度を増してきております。

また、国内においては、皆さん記憶に新しいかと思えますけれども、平成23年3月に起こった東日本大震災は、大規模な災害でありました。しかし、この大震災で露呈したことは、現行憲法は平時を前提とした内容の憲法であり、緊急事態が想定された憲法になっていない問題点が露呈しました。これは前々から憲法に「緊急時の対応は内閣の役割だ」と定めておかないと、緊急事態に対応する法律上の権限行使を躊躇してしまうという懸念があるとされておりましたが、まさにこのとき、そのとおりのことが起こりました。迅速な救援活動や物資配給を可能にするため、政府に一時的に権限を集中させる憲法上の規定がないことが被害の拡大を招き、被災地の救済が遅れました。

復興庁の報告によりますと、救命医療活動について、一般病院や施設の機能停止が大きな死亡要因となったのは、長期間のライフラインの停止、物資や人の支援が遅れたためであり、背景にガソリン不足があると結論づけておられます。

また、当時の福島第一原発の事故は、広域で甚大な被害が出て、避難指示が出されたわけですが、周辺住民を輸送する必要が生じましたが、敬遠するバス事業者にお願いという形でしか頼めなかった状態で、また、原子炉冷却に必要な人材

や機材を、既成の法律にとらわれず、緊急輸送をする措置が取られていれば、ここまで事態は悪化しなかったという指摘もあります。

というのは、津波が発生した後に電源が喪失したこと、原子炉に水がたまらなくなっていたこと、制御不能になっていたことなどの情報が事前に分かれば、原発事故は最小限に防げました。しかし、機械的な知識があればすぐに判断できる者が、外部にたくさんおられました。実際は、情報を隠蔽して、被害が拡大してしまいました。これは本当に悔やんでも悔やみ切れない事故でありましたが、二度とこんなことのないよう、国民の生命と財産、そして生活を守るために、条文を憲法に明記し、政府の責務を明確化すべきだと思います。

また、今後起こり得る首都直下型地震や南海トラフ地震など、想定外の緊急事態や頻発する大規模災害に対応するための緊急事態条項の制定や、今まさに起こっております新型コロナウイルス感染拡大の緊急事態への対応など、憲法と法律を一体的に整備するという発想が必要で、有益ではないかと考えます。

現行憲法が施行された当時には想定もされていなかったこういった課題への対応が求められている中で、新たな時代にふさわしい日本国憲法について、国会において活発かつ広範な議論の推進を求めるものであります。

また、平成19年5月の日本国憲法の改正手続に関する法律の制定により、平成22年5月に施行されましたが、これにより、憲法の改正について、国民が直接投票できるようになりました。それに伴い、衆参両院に憲法審査会が設置されました。この憲法審査会は、国会の会期中であろうが、閉会中であっても、いつでも開会することができます。にもかかわらず、あまり現状は議論が進展しているとは言い難い状況にあります。もっと議論を深め、なぜ憲法を改正する必要があるのかを国民に丁寧に説明すべきだと思います。

現行憲法には、皆さんご存じのとおり、国民主権がうたわれており、改めて国の在り方や憲法の内容について、国民の主体性や意思が反映されるべきだと考え、国民的議論を喚起するよう求めるものであります。

最後になりますけども、三郷町議会のそれぞれ議員の皆さんが、憲法についておのおの異なる見解を持っているのは当然のことであり、そのいずれかの見解を支持するものではなく、憲法について、国会もそうですが、国民の間でももっと議論をすべきという趣旨であります。そして、あくまで国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則は今後も堅持していくべきだと思います。

以上が提案理由であります。議員各位におかれまして、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

〔審議日程及び委員会付託〕

議長（伊藤勇二） 以上で、提案理由の説明を終結します。

それでは、審議日程及び委員会付託については、さきの議会運営委員会において決定されております。

なお、「議案第54号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」は、地方自治法第243条の2第2項において、「議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。」と規定されています。本日、監査委員が出席されております。後ほどご意見を伺いますので、よろしく申し上げます。

また、監査委員の意見を聴いた上で、総務建設常任委員会に付託しますので、ご承知おき願います。

それでは、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（高間洋光） 朗読します。（別紙1頁～6頁）

以上でございます。

議長（伊藤勇二） お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。再開、10時40分とします。

休 憩 午前10時22分

再 開 午前10時40分

議長（伊藤勇二） 休憩を解き、再開します。

〔一般質問〕

議長（伊藤勇二） 日程第23、「一般質問」を行います。

三郷町議会会議規則（質疑の回数）第55条、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができないと規定されています。また、（発言時間の制限）第56条の規定により、質問、答弁合わせて原則1時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第61条第3項の規定により通告順としま

す。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力の下、運営が円滑になされますよう、よろしく申し上げます。

それでは、6番、高田好子議員、一問一答方式で行います。高田議員。

6番（高田好子）（登壇） 皆さん、おはようございます。質問に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症第3波が拡大を続ける中、お亡くなりになられた方々によりお悔やみを申し上げますとともに、感染された方々やご家族の皆様にお見舞いを申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、先般、通告をさせていただきました1問目の項目、「重層的支援体制整備事業」について質問をさせていただきます。

我が国では、少子高齢化と人口減少が進む中、家族や雇用形態の多様化と地域社会の結びつきの希薄化が同時に進行しております。そのような中、個人や家族が抱える生きづらさやリスクが複雑化し、80代の親が50代のひきこもりの中高年の子どもを養う、いわゆる「8050問題」、介護と子育てを同時に担う「ダブルケア」、ごみ屋敷、虐待、孤独死など、複雑化、複合化する新たな課題が表面化してきております。

こうした課題は、従来の介護、障がい、子育てなど、制度ごとでは対応するのが難しい事態が発生しているのが事実であります。こうした状況を放置していても、いつまでたっても地域共生社会の実現や、全ての世代が安心して暮らせることができる全世代型社会保障は実現することができません。

そのため、平成29年の社会福祉法改正により、制度ごとではなく、課題を抱える本人や家族を丸ごと包括的に支援する体制の整備が市区町村での努力義務とされました。平成29年の改正法の付則において、法律の公布後3年、令和2年を目途として、市町村による包括的支援体制を全国に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて措置を講ずる旨が規定されており、このことを受け、さきの国会では次の三つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されることとなりました。

三つの支援の一つ目は、包括的な相談支援です。福祉の窓口は高齢者、障がい者、子どもといった分野別に分かれています。どんな相談も最初の窓口で丸ごと受け止めるというものであります。

例えば、高齢者の窓口に介護の相談に来た親が、息子のひきこもりのことを相談したいとの申出があれば、そこで65歳以上の人しか支援できないと断ることなく受け止め、必要な支援につなぐ、相談を断らない、たらい回しにしないということです。そして、福祉の分野にとどまらず、住まいや雇用、医療、教育など、他の分野の支援機関とも連携し、本人や家族全体が抱えている課題の解決を図っていきます。

ただ、ひきこもりが長期化しているような場合は、具体的な課題がすぐには見えないため、すぐに支援につなぐことができないということも多々あります。そうした場合も、本人と同じ目線に立って、本人に寄り添いながら悩みを抱える人の孤立を防ぐアウトリーチ、訪問型の伴走支援でつながりを持ち続け、課題を一つ一つ解きほぐし、課題解決に向けて粘り強く適切な支援につないでいくことも期待されております。

二つ目は、地域につなぎ、戻していくための参加支援です。仕事をしたり、地域活動に参加したり、本人に合った場を探して、そこで役割を見いだせるよう支援を行います。

例えば、障害者手帳を持っていないひきこもりの方が、働きたいという希望があっても、いきなり一般就労支援に就くことは困難でしょう。そこで、地域の就労支援施設で、障がいのある方々と一緒に農作業をしたりするといった支援も想定されております。すなわち、本人のニーズと地域資源をうまく有効利用して、社会のつながりを回復することを促すのが参加支援です。

そして、三つ目が、地域づくりに向けた支援です。運動教室など、住民自らの意思で行う多様な活動や居場所を増やしていきます。そのために、地域づくりに関心を持つ住民やNPO、農業や観光など、福祉以外の分野の方々と共に、日常的に顔の見えるネットワークをつくっていくことが想定されております。

この三つの支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」を実施することによって、制度の縦割りを打破し、制度に人を合わせるのではなく、困り事を抱えている本人と家族を中心とした支援へと福祉の大転換を図ることが期待されており、これこそが断らない相談支援であり、SDGsの基本理念「誰ひとり取り残さない」社会の実現をする基盤となる事業だと確信しております。

また、コロナ禍で改めて人とのつながりが重要だと再認識されていますが、まさにこの重層的支援体制整備事業は、人と人とのつながりを再構築するための事

業であり、コロナが長期化する中、様々な課題を抱え、助けてと声を上げられない方々が増えています。そうした方々にも支援の手が届くようにしていかなければなりません。本町としても、今まさに取り組むことが求められているのではないのでしょうか。

既にこれまで250を超える自治体でモデル事業が行われ、来年度からこの事業を実施する市区町村に国が交付金を支給する新たな制度が本格的にスタートいたします。

そこでお尋ねいたします。来年4月からスタートする「重層的支援体制整備事業」について、本町としても積極的に取り組んでいくことが必要と考えますが、どのように取り組まれるのか、お考えをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） おはようございます。よろしく申し上げます。それでは、高田議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃいますように、「重層的支援体制整備事業」とは、市町村が担う介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援などの取組を生かしつつ、地域住民の複合化、複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「断らない相談支援」「社会とのつながりや参加の支援」「地域づくりに向けた支援」という三つの支援を一体的に実施する新しい支援事業であります。

本町といたしましても、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる地域や社会をつくっていく地域共生社会の実現を目指すことの重要性は十分に認識しております。

また、その実現のためには、地域における支え合いの推進、複合的な課題を抱えた世帯を丸ごと支援する体制づくりなどの課題に取り組む必要があると考えております。

本町では、これまでも介護、障がい、子ども、生活困窮など、分野ごとに相談支援の窓口を設置しており、現状、複合的な課題を抱える方の相談がある場合には、最初に相談を受けた相談支援窓口が中心となり、他の必要な相談支援窓口につなぎ、相談支援窓口同士で協力して対応を検討するなど、個別のケースに応じ、必要な支援を行ってまいりました。

しかしながら、包括的、重層的な相談支援、地域での積極的な支援の体制をつ

くることが課題となりますが、支援の中には、地域社会での孤立など、行政だけでは解決できない課題も多くあり、地域住民のコミュニティーや支え合いの強化も重要となってまいります。

本事業については、次年度に予定する市町村による任意事業であり、今回、国における予算積算のため、市町村に対し、実施の有無や所要見込額の調査が行われたところであります。

また、本事業は介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において、相談支援体制や事業の実施形態も異なることから、本事業の実施には様々な課題がありますが、「断らない包括的な支援体制」の構築に向け、住民の方に寄り添った支援ができるよう、令和3年度では、移行準備事業といたしまして、移行に向けた計画を策定し、複合化・複雑化した課題等に寄り添い、的確に対応するため、縦割り行政を打破し、各制度ごとの相談支援窓口の総合的なコーディネートなどを行える相談体制を構築する予定であります。

また、国・県・県社会福祉協議会や他の自治体などの状況などの情報収集に努め、実施体制や人員の確保など、様々な点について確認し、本町の社会資源等、現況に即した事業になるように、庁内各課との緊密な連携を図りながら、本格実施ができるよう、全庁横断的に事業実施に向けて準備を進めてまいります。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 高田議員、再質問を許します。

6番（高田好子）（登壇） 来年は準備移行期間ということで、計画策定等をしていただいて、実際に本格的実施をしていただけるというふうに高く評価しております。

事業実施に当たっては、関係部署の連携体制が何よりも重要であり、体制整備に当たっては、関係機関との地道な議論を積み重ね、意識の共有や支援の方向性を図り、ワンチームってもう何か古いのかもしれませんが、本当にワンチームになっていただくことが大切であると思っております。

また、この新たな事業の成否を左右するのは、支援を担う人材です。人材の育成・確保、専門性の向上、処遇改善などを図り、支援者を孤立させない、バーンアウトさせない取組も必要であると思えます。

コロナ禍においても誰ひとり置き去りにしないという姿勢、地域共生社会の実現に向けて、現在の取組を少しお伺いいたします。

日々寄せられる相談内容というのはどういうものがありますでしょうか。複合

化したものもあると思いますが、お願いします。

また、庁舎内のみならず、庁外との連携体制も極めて重要だと思います。支援機関などとの連携体制はあるでしょうか。

また、この事業のモデルとなる大阪府豊中市では、多機関連携体制を構築するため、プロジェクトチームの立ち上げをされました。神奈川県座間市では、市役所が中心となって「チーム座間」を結成されております。本町としても、プロジェクトチームなどの設置や研修や視察などのお考えはありますでしょうか。よろしくお願いします。

以上で、答弁をお聞きして、私の1問目の質問を終わらせていただきます。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） それでは、高田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目です。相談内容、複合的な相談ということでございます。

まず、主な相談内容といたしましては、生死に関する相談や介護相談、子育てに関する悩み、DV関連等、その他様々な相談がございます。その中で、もちろん課や部がまたがる複合化した相談もございますが、それぞれの部署から担当する部署につなぐとともに、相談内容によっては、先ほども申し上げましたが、複数の窓口が連携して相談に当たるなど、個別のケースに応じた対応を行ってまいりました。

しかしながら、それだけではやっぱり今後の地域共生社会を目指す中で、うまくやっていくことはなかなかできないということで、今後は、重層的な支援体制を構築し、相談者の属性や世代にかかわらず、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

次に、庁外の連携ということなんですけれども、庁外施設との連携につきましては、例えば生活困窮者の方から働きたいとの相談を受けた場合には、奈良県中和・吉野生活自立サポートセンターに取り次いだり、また、高齢者の方で介護サービスを受けようとする方には、事業所に取り次ぎ、また、子どもの成長や発達、行動、しつけなどの様々な問題や心配事については奈良県中央こども家庭相談センターへ取り次ぐなど、庁外施策とも連携を図っております。

次に、庁内プロジェクトの取組等というふうなご質問だったかと思います。庁舎内での取組につきましては、住民福祉部、こども未来創造部、教育委員会、社

会福祉協議会のメンバーによるプロジェクトチームを既に立ち上げております。その中で、10月14日に第1回目の会議を行い、今後は喫緊に県社協等を招いて研修を行う予定としております。また、年明けの1月には厚労省主催の移行準備事業実施予定の自治体を対象とした研修がございますので、そちらにも参加いたします。また、プロジェクトメンバーにつきましても、あらゆる相談に対応できるように、今申し上げました部門だけでなく、他部門を巻き込み、全庁横断的に事業実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、この「重層的支援体制事業」につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたように、本当に一つの部門だけでできるものではございません。また、1人の職員だけでもできるものでもないもので、庁全体で抱え込んで、住民に寄り添った支援ができるように、先ほどもちょっと古い言葉と、高田議員おっしゃったんですけど、本当にワンチームで取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 1問目の質問は終了しました。続きまして、2問目の質問に移ります。6番、高田好子議員。

6番（高田好子）（登壇） それでは、2番目の質問に移らせていただきます。「地域防災力の強化」についてでございます。

近年、全国各地で自然災害が多発し、近い将来に予想される南海トラフ地震など、大規模災害は私たち三郷町民にとっても身近な問題であり、町民一人一人が防災力の強化への意識を高めていく必要があります。

その中で、適切な避難行動を促すための取組や、コロナ禍での避難所運営の在り方など、様々な課題が発生しております。被災自治体での被災対応や経験や教訓を共有し、今後の防災対策に生かすことが重要であり、例えば、ハザードマップの住民への周知や避難につながる活用、避難情報の発令や伝達、避難所運営の在り方、避難行動要支援者の個別避難計画の策定など、災害対応力、防災力強化に向けて、より一層の対策を講じる必要があると考えております。

平成30年の西日本豪雨では、避難勧告や避難指示など、様々な情報が自治体から発信されていましたが、必ずしも避難行動につながらず、大勢の犠牲者が出たことを受け、政府の中央防災会議の作業部会は、豪雨時の避難の在り方などについて検討し、それによる報告では、住民主体の取組に行政は全力で支援をする

という住民主体の取組強化による防災意識の高い社会の構築に向けて、今後、実施すべき主な対策等を取りまとめられ、速やかに実行に移すことを強く求められています。

その中、本町においては、これまで自主防災組織単位や各地域の防災リーダーが地域の実情に応じた訓練などに参加をされ、自助、共助の防災力の向上に向けて支援活動を行っていただいていることは認識しております。

本年3月議会において、地域ごとの自主防災組織の活動に温度差があること、町内に防災士の認定を受けている方が109名とのことでした。そこで、防災士の役割、重要性、また防災士と自主防災組織が連携したコミュニティーづくりを推進していくことが重要だと考えております。

防災士は、民間とはいえ資格認定を受け、本年11月現在の認定登録者数は、奈良県で3,366人、全国では20万人を超えております。東日本大震災や熊本地震などにおいて、防災士のリーダーシップによって被災者の命が助かったり、避難所開設がスムーズに運んだと、防災士に対する社会の信頼感は年々高まっており、防災知識を生かした地域防災力の強化や、希薄化した地域コミュニティーの向上への貢献にも期待が寄せられております。

防災士という人材、特に若い方や女性が地域防災のリーダーとして地域に入り込み、防災計画の策定や防災訓練などに加わることで、地域の活性化に大きく寄与するものと考えます。そして、既存の自主防災組織と連携を図ることで、自主防災組織の実効性が高められ、地域の安全性がより高まるだけでなく、新たな地域コミュニティーの形成につながる意義があると考えますが、どのようにお考えでしょうか。

また、2013年に策定された男女共同参画の視点から、防災の取組指針の見直しが進められる中、防災会議や防災リーダーの育成、避難所運営、備蓄品の充実など、防災対策に女性の視点を積極的に取り入れ、進めていく必要があると考えます。今までの防災対策においては、避難所で女性が着替える場所や授乳スペースがなかったり、生理用品等の不足や困り事を相談する女性リーダーがいないなどの事態が起き、地域によって徹底されない実態があると指摘もされております。その中、女性リーダーがいる避難所は、女性専用スペースや授乳室の設置など、配慮のある環境が素早く整えられたり、避難所で女性たちのニーズが生かされやすいという事例も報告されております。

災害時においては、特に避難所の運営や災害備蓄品の在り方等に関しては、日頃から暮らしの多くを担う女性の視点を生かすということは大変重要であると考えます。また、女性だけではなく、子どもや高齢者、障がい者の方など、災害弱者の視点を生かすことにもつながり、防災計画等への反映とともに、避難所における現場でも着実に実行できるよう対策を進めていく必要があると考えますが、ご見解をお聞かせください。また、併せて、9月議会で一般質問させていただきました被災者支援システムの導入の進捗状況もお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、高田議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

近年、各地で頻発する風水害や、近い将来に発生すると言われる南海トラフ地震や、生駒断層帯地震による大規模災害への対応は、本町の安心・安全を確保する上での重要な課題であると認識しております。議員のおっしゃるとおり、町民一人一人の防災意識を高めることが、地域防災力の向上には必要不可欠であると考えております。

本町には35の自主防災組織が形成されており、平成23年度以降、毎年10前後の自主防災組織で、様々な工夫を凝らした防災訓練が、自主防災組織事業補助金を活用いただき、実施されております。また、それらと併せて、必要な備蓄品もご購入いただき、積極的に活動していただいているところでございます。

一方、小規模な自主防災組織では高齢化が進み、担い手も不足していることから、活発な自主防災組織と比べると、活動に温度差があることは否めません。その対策として、町内の防災士の方と連携し、活動が低調で小規模な自主防災組織を対象に、防災訓練を実施し、住民の方々との防災への意識を高めるきっかけをつくっていきたいと考えております。この小さな取組を成功させることで、近隣の自主防災組織への横展開が期待でき、その広がりから地域の安全性も高まり、議員のおっしゃる地域コミュニティの形成にもつながるものと考えております。

次に、男女共同参画の視点からの防災対策であります。女性と男性が災害から受ける影響の違いから、女性の視点を生かした災害対応は、本町といたしましても重要であると認識しております。しかし、全国の防災士認証登録者の女性の割合は約16%にとどまっております。また、女性の防災リーダーの育成や防災

訓練等への参加も十分ではありません。

そのような現状から、今回、危機管理室において、女性の割合が多い民生委員の皆様、ハザードマップを使った防災セミナーを実施する機会を持たせていただきました。今後もこれらの取組を数多く開催することで、女性の防災活動への積極的な参加を促し、女性の視点を多く取り入れていきたいと考えております。

最後に、被災者支援システムの導入の進捗状況について報告させていただきます。去る10月22日に、西宮市情報センターに伺い、システムのセットアップは完了しております。その際、本システムを構築されたセンター長より、阪神・淡路大震災の状況や、その後、システムの構築に至った経緯、また、東日本大震災やその他の大規模災害において、本システムがどのように使われたかについて詳細にお話を聞く機会を持つことができました。これらの情報を生かし、本システムを有効に活用してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、議員ご提案の「地域コミュニティーの形成による防災力の強化」「男女共同参画による女性からの視点」を踏まえつつ、いつ起こるか分からない大災害に備え、「人にもまちにもレジリエンスなスマートシティSANGO」を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 6番、高田議員、再質問を許します。

6番（高田好子）（登壇） 防災士の役割や重要性など、また、地域防災力の強化がコミュニティーの形成につながるということで認識をさせていただきました。

今後の防災士の活動ですが、自分たちのまちは自分たちで守るという自主防災の必要性、重要性を認識する中で、現在おられる109名の防災士の方々を、まず登録制度をつくっていただき、防災士連絡会の発足や、防災士が地域の防災の要となり、リーダー的な立場として地域防災の牽引役となり、活躍してもらい、防災士としての知識、経験を最大限に生かしていくためにも、研修会や防災士同士の意見交換会などを開催し、地域防災力の向上を図り、地域でも活躍できる取組を展開してはいかがでしょうか。お答えをお聞かせください。

また、先ほども述べましたが、地域防災力向上のためには、女性の視点を生かしていくことは大変重要であるというふうに思っております。日頃から地域防災の取組に女性が主体的に参画し、いざ災害が発生したときにも、その力が発揮できるように、先ほども企画室が民生委員の方に講習というふうなこともありまし

たけれども、女性リーダーの積極的な育成、また、取り組んでいただくことが本当に大切だと思っております。積極的に行動できる女性リーダーを育成する講座や防災訓練、避難所運営訓練、講師の方による講演やワークショップ等の開催なども検討してみたいかでしょうか。お答えをお聞かせください。

いつ起こるか分からない災害に対して、防災・減災の取組は喫緊の課題であり、地域に防災士、防災リーダーを育てることは、地域防災力の強化につながると確信をしております。住民の命を守るため、ぜひ日常の取組を充実させ、できることから着実に対応をお願い申し上げ、私の2問目の質問を終わらせていただきます。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 高田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、防災士の方の制度といったようなところと、その辺の取組といったところでは、防災士の方、今おっしゃったように、令和2年2月現在で町内に109名おられます。しかし、人数のみが分かっているだけで、人の名前までは公表されておりません。そういったところもあります。今後、防災士の方の情報というのは積極的に集めていって、防災士の方の横のつながりを展開していきたいというふうには考えております。

そしてまた、女性参画の、育成するようなセミナー等のお話です。女性だけに限らず、今後やはり避難所の運営であったり、そういったところを積極的に進めていきたいとは考えております。

昨年の2月23日に避難所運営ゲームのHUGというのをさせていただきました。これにつきましては、自主防災組織の方を対象に実施しております。20団体、59名の方が参加いただいております。これはかなり好評なことでありました。そういったこと、これは楽しみながら意識を高めるというゲームでありますので、今後も一層、このコロナ禍が収束しましたら、積極的にその辺りは進めてまいりたいと考えているところでございます。

そして、自主防災会、防災士の方々、横のつながりということで、自主防災組織の交流会というのも昨年は行っております。昨年の5月25日に行われました。これが横のつながり、意識の向上を目的に行ったんですが、これは23団体53名の方が参加いただきまして、これにつきましても今後、積極的に進めていかせていただきます。

両方とも今後、来年度はできるようになると信じておりますので、来年度は積極的に、その中で女性の活躍の部分もさせていただきたいなど。おっしゃられるように、女性の目線というのは大事なので、今現在、防災用品のほうにも衛生用品を加えるであったり、そして、あと避難所のチェック体制、こういったところに関しましても女性の目を取り入れてチェックをするといったところも取り組んでおります。

今後もそのようなことがありますので、議員のおっしゃるとおり、地域コミュニティと防災による共助、これは密接な関係があると思います。今後も自主防災組織と防災士の方々との積極的な連携を生かしまして、地域コミュニティと防災意識の向上の両立を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

議長（伊藤勇二） 6番、高田好子議員の質問は以上をもって終結します。

次の質問は、通告順2番、先山哲子議員であります。さきの議会運営委員会において、先山哲子議員の質問「『電子印鑑システム』及び『脱ハンコ』について」と通告順8番、木谷慎一郎議員の1問目「三郷町における諸手続の際の押印廃止の検討について」は、関連質問であると決定しています。よって、議会運営の申合せのとおり、先山議員の質問終了後に木谷慎一郎議員の1問目の質問を行います。木谷慎一郎議員の質問は2回までとし、質問時間は先山哲子議員と合わせて1時間以内とします。

それでは、5番、先山哲子議員。

5番（先山哲子）（登壇） 議長のお許しを得まして、私の質問をさせていただきます。

多くの文書での押印、捺印は本人の意思を証明として残すものとして、日本では「印鑑の文化」がありました。ほとんどの諸外国では印鑑の文化はなく、サインであり、また、日本でもパスポートはサインとなっております。

実印とか、どうしても必要な押印は別として、これからの時代、行政の電子印鑑システムや、政府が推し進めている「脱ハンコ」の導入により、簡素化、無駄を省くペーパーレス、業務の効率・スピード化、コスト削減などのメリットから、デジタル化が急速に進んでいくものと思われまます。デジタル化を推進するため、デジタル庁も新設されましたし、皆さんご存じのとおりです。2021年発足予定であります。前倒しで早めになるようです。

そもそも、1995年、Windows 95が発売されたとき、家庭にパン

コン1台の時代が到来と言われ、ペーパーレス化時代になると言われました。それで、デジタル印鑑を開発するも、普及しませんでした。当時、パソコンは特殊技能であったし、パソコンのデジタル化はニーズより進み過ぎて、ぴんとこなかったと言われてきております。やっとなんかここにきて時代に追いついたと言えます。

その後、パソコンが世に広がってきた2000年前後、ペーパーレス促進が言われたものの、日本においては実現が難しかったという経緯があり、紙の量は増え続けてまいりました。

また、2019年、働き方改革推進法が施行され、仕事改革は書類の電子化からと言われております。それに伴う電子印鑑の必要性が高まっております。

インターネットを通じた電子文書のやり取りで契約を締結することを電子契約といいます。押印することを電子印鑑といいます。電子文書に直接印鑑を押すソフトがあり、いつ誰が印を押したか、また、どこでどのように変わったかも記録を残すことができ、このシステムは便利で簡単とのこと。契約書、発注書、納品書、請求書、領収書等々にも導入でき、民間企業では、もっと早く実施すべきだったという声も出ており、急速に進捗しております。

この電子サインは、法的には拘束力があり、サインが無効になることはありません。デジタル文書のメリットは、情報の共有、書類の検索が簡単、コスト削減、仕事の効率化等々とメリットも多く、デメリットとしては、簡単、便利な反面、ファイル、文書のコピーが可能、技術を駆使して巧妙に書類の改ざんもしようと思えばできます。でも、これは犯罪でございます。これに限らず、改ざんすることは犯罪でございます。

文書のデジタル化は、三郷町としては少しは進んでおりますでしょうか。あるいは全く進んでないでしょうか。三郷町としては、このデジタル化、それに伴う電子印鑑、また、「脱ハンコ」についての現状と見解をまずお聞かせください。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、先山議員のご質問にお答えさせていただきます。

既にご承知のとおり、本年9月に新内閣が発足し、河野規制改革担当相の指示を受け、内閣府は全省庁に、行政手続で求めている押印の原則廃止を要請いたしました。その後、各省庁で個別に検討が進められた結果、先般、行政手続で必要な認め印を全廃することが発表されました。

その内容は、民間から行政機関への申請などで押印が必要なおよそ1万5,000件の手続のうち、実印の押印などの83件を除いて押印を廃止するというもので、法改正が必要なものは、来年の通常国会に一括法案を提出するとのことであります。県内でも、奈良市など、いち早く国に準じて押印廃止の方針を打ち出している市町村も出てきております。

押印は、本人確認や重要書類の偽造防止の目的など、真に必要なものもある一方で、特に認め印、いわゆる三文判による押印は、これまで日本独自の印鑑文化として慣習的に残されてきた一面があります。一方で、例えば行政文書の公開請求など、もともと押印を求めている手続もありますが、これまで特段の不都合があったことはございません。

このことから、今後、国の法改正などの動きを注視しつつ、まずは本町における全ての行政手続において押印が求められているものを確認し、各部署において個別に押印の必要性を精査したいと考えております。その上で、国や県から各自治体向けに押印廃止に係る一定の指針が発出された段階で、これに準じて、各種規定の改正や指針の策定を行い、原則として、可能な限り押印を廃止する方向で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 先山議員、再質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） これからは国の指針、方向性も出すということで、ますます急速に進んでいくものと思われれます。また、「脱印紙」も浮上しているようです。既に民間のほうではかなり進んでいるようなところもたくさんありますし、例えば新生銀行なんか、定期預金もサインでオーケーとなっております。私はあまり貯金ないので関係ないですが。

それと、電子印鑑の利用は急増しており、某会社、ある会社ですね。いろいろメーカー、会社もたくさんあるんですけども、そのシステム依頼は、今年の3月末で1万5,000件の依頼がありましたが、6月末では27万件の新規申込みがあったということで、ものすごく急速に進捗しているということですね。

例えば、ある九州の市では3,800種類の印鑑があるそうです。これでデジタル化、「脱ハンコ」を進めることで、よりよい住民サービスを目指すとしておりますし、例えば、既にもうやっている自治体もあるんですね。「脱ハンコ」は主に認め印的なものだと思いますので、すぐ実施も可能かと思えます。幼稚園、保育

園の入園申込書も、もうハンコは要らない、こういったところもあるようですね。また、いろんな書類で「脱ハンコ」は可能なものがたくさんあると思います。

三郷町においての印鑑の数は、ちなみに、およそ、アバウトで何種類あるのでしょうか。また、速やかに、今すぐでも「脱ハンコ」可能なものは一体どのくらいありますでしょうか。分かれば教えていただきたいと思います。

これで私の質問は、再質問までですので、詳しい回答をよろしくお願いいたします。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、先山議員の再質問にお答えさせていただきます。

件数につきましてですけれども、本格的な調査を行ったわけではございませんが、現在、本町で押印が必要な各種補助金などの申請書等を定めた要綱や規則が約200件あります。また、国の法律や政令、県の条例に基づく手続も同じ程度か、それ以上に存在しております。それぞれの規定に基づく様式が複数あることから、押印を求める文書は少なくとも1,000件以上は現存するのではないかというふうに考えております。

その辺り、どこまでいける、どこまで廃止できるか等の分につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたとおり、各部署において、個別に押印の必要性を精査した上で考えてまいりたいと思いますので、現在、すぐに使っていないのが、先ほどもお話しした情報公開の分であったりは今も求めておりません。住民票を取る際にも、本人であれば必要ないであったり、そういった部分は今も印鑑は求めておりませんが、内容をしっかりと精査した上で、そしてまた国の方針にもものとりまして、今後進めてまいりたいと思って考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 5番、先山哲子議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、関連質問として、7番、木谷慎一郎議員。

7番（木谷慎一郎）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、私から関連質問という形でお聞きをさせていただきたいと思います。

私の、まず通告の文書を、念のため読み上げたいと思います。令和2年9月に発足した菅政権では、民間からの申請などの行政手続で求める印鑑の原則廃止を打ち出しました。

三郷町でも、とりわけ、いわゆる三文判の押印で可としているような書類については、押印を廃止することが可能であり、そのことは、今後の広範な電子行政手続の導入、テレワークの普及への下準備となり得るものと考えます。

このような国の押印原則廃止に対する町の見解、また町における現在の取組の有無についてお聞きしますということで通告をさせていただいたんですけども、先ほどの先山議員の質問に対する答弁で、原則として可能な限り廃止をしていくということでご答弁いただきまして、積極的に進めていただけるものだというふうに理解いたしました。

さきの緊急事態宣言のさなか、多くの企業がテレワークを導入するということにかじを切ったわけですが、そのさなかにおいても、テレワークをしながらも押印を要する手続を行うために、やむを得ず出社をしたというような事例が多く発生したという報道がされております。

押印の意義自体は、全てを私も否定するわけではないんですけども、この押印をなるべく減らして、書面を電子化していくということは、今後、テレワークであったり、町も進めるサテライトオフィス勤務と相性のいい方策であるというふうに考えます。また、押印義務の緩和は、当然、電子行政手続への移行についても相性のよいものであるというふうに考えております。

そこでお尋ねいたします。押印廃止の先にあるテレワーク化であったり、行政手続の電子化の三郷町での見込みなど、何か検討されていることがあればお聞かせいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、木谷議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、テレワークの普及ということで、本町ではテレワークをかなり積極的に進めております。その中で、やはり新しい生活様式ということで、サテライトオフィスというのは国も推奨されている中、コロナ禍の中、需要も拡大傾向にございます。そして、駅前のサテライトオフィスにつきましても、現在、コワーキングの利用もかなり増加しております。そしてまたオフィススペースも満室という状態でありまして、今後、さきの臨時議会でもお話しさせていただいた奈良学園のほうにもサテライトオフィスを設置して、そしてテレワークの普及促進はこれからも推進してまいりたいと考えているところでございます。

そのサテライトオフィスであったり、テレワークとの相性がいいという電子手続の関係です。それにつきましては、現在、奈良県の汎用受付システムというのがございまして、その活用を今後、積極的に行いたいなど。これはインターネットによる受付になるわけなんですけど、これで各種公共サービスへの予約であったり、各種申請、届出を行えるものでありまして、現在は活用例がちょっと少ない状況です。

今、採用試験の受付であったり、そういったところでは使っておるんですが、まずは家賃助成の受付といったところ、そしてまた児童手当の届出、こういったところを今現在進めているところがございます。これらにつきましてもどんどん、でき得る限りで広げてまいりたいと考えているところがございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 7番、木谷慎一郎議員の関連質問は、以上をもって終結します。

それでは、8番、澤美穂議員、一問一答方式で行います。澤議員。

8番（澤 美穂）（登壇） 8番、澤美穂でございます。ただいまより、議長のお許しをいただきまして、質問をさせていただきます。

まず、1点目は、手話言語の普及並びに障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例の制定についてお伺いいたします。

コロナ禍の今、マスクをつけることが当たり前になっているニューノーマルが定着しています。マスクをつけると表情が見えにくくなり、声が聴こえづらくなることから、以前よりも意識して、マスクの下ではありますが、表情にも気をつけ、大きな声で滑舌よく話すよう心がけるなど、お互いのコミュニケーションの取り方にも工夫し、苦勞しているのが現状です。

そんな中、最も苦勞されているのが、聴覚障がいをお持ちの方だと聞いております。聴覚に障がいを持たれている方は、手話がなければ、身ぶり手ぶりに加えて、唇の動きから発話の内容を読み取る技術、読唇術から会話の内容を目で理解することが多いそうですが、皆がマスクをしているとそれができなくなり、意思疎通ができないことで、不安で不便な毎日をお過ごしのこととお察しします。

平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約や、平成23年に改正された障害者基本法におきましては、手話は言語として位置づけられ、さらに、障がいの特性に応じたコミュニケーション等の手段を選択できる環境の整備が求められ、障がい者の意思疎通、情報の取得や利用のための手段について

の選択の機会の確保、拡大が図られることが定められましたが、全国的にこれらの理解や整備が十分に進んでいない状況にあると思われます。

平成28年4月に施行された障害者差別解消法では、不当な差別的取扱いをすること、そして、合理的な配慮をしないことが差別になるのです。また、今年6月に成立した読書バリアフリー法は、視覚障がい者や読み書きに困難のあるディスレシア、寝たきりなどで本をめくることができないなど、印刷した書籍を読むことが難しい人を読書障がい者と位置づけ、読書障がい者も健常者と同じ読書環境の整備を推進するために、図書館での電子書籍の充実や、質の向上のための政策支援や、新しい技術を反映した規格の普及などが挙げられている法律が制定され、今月の広報「さんごう」に、三郷町図書館におきましても、サピエ図書館のサービスが実施されることを掲載していただいております。

全日本ろうあ連盟によりますと、手話言語条例成立自治体は、11月24日現在29道府県、14区、269市、56町、2村の計370自治体あります。県内でも、奈良県をはじめ、大和郡山市、天理市、桜井市、橿原市、五條市、大和高田市、広陵町、奈良市、御所市、宇陀市、斑鳩町、王寺町と、12市町におきまして手話言語条例が制定されておりますが、すいません、河合町が抜けていましたね。

今日、聴覚障がいだけでなく、多様な障がいがある中で、円滑な意思疎通を図るためには、手話が言語であることの理解の促進に努め、手話だけではなく要約筆記、筆談、字幕、点字、音訳、代読、代筆、点字、平易な表現、絵図、記号、身ぶり手ぶり、重度障害者用意思伝達装置、パーソナルコンピューター等の情報機器、その他の障がいの特性に応じた情報の取得または利用、意思の表示及び多様なコミュニケーションの手段の利用が求められています。

三郷町でも、手話通訳やカトレア会、OHPさんごうによる情報の取得に取り組んでいただいております。しかしながら、障がいの特性やニーズに応じたコミュニケーション手段への理解や環境整備がまだまだ十分に進んでいるとは言えず、日常生活や社会生活を営む上で、不便や不安を抱きながら生活をされている人たちが少なくありません。

これは現在障がいをお持ちの方だけの話ではなく、脳血管性障がい、原因不明で現在の医療では治療できない難病、交通事故、傷害事件、災害、テロなどにより後天的に中途障がいを持たれる方や、人生100年時代と言われる今、今後は

高齢化によって必要とされる方がたくさん増えるものと思われまますので、全ての住民に当てはまることだと思われまます。

平成30年度3月に出された三郷町第6次障害者基本計画によりまますと、アンケート調査の対象者の内訳から、身体障害者手帳の交付を受けている方が963人、療育手帳の交付を受けている方が247人、精神障害者健康福祉手帳の交付を受けている方が248人いらっしやることが推測されまますが、このデータは約2年前のものであることから、現在の手帳保持者の数や障がいの種類についてもお聞かせいただきたいと思いまます。

手話が言語であることへの理解と普及啓発、利用促進を図ることにより、全ての三郷町民が、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら、住み慣れた三郷町で自分らしく心豊かに、安心・安全に暮らすことができる、「誰一人取り残さない社会」の実現に向けた、SDGsの理念に基づいた地域共生のまちづくりを実現するため、この条例の制定を強く要望いたしまますが、町としてのお考えをお聞かせください。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼しまます。それでは、澤議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

本町では、平成30年3月に「第6次障害者基本計画」を策定し、同時に、制度改正に伴う新たな障害福祉サービスに対応した「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」そして、令和元年8月に「SDGs未来都市計画」を策定してあります。その基本理念といたしままして、障がいがあってもなくても、その人らしく、いきいきと、安心して生活することができ、「三郷町に住んでよかった」「これからも三郷町に住み続けたい」「三郷町に住んでみたい」と思っただけのまちづくり、そして、「誰一人取り残さない社会」の実現を目指し、様々な施策を実施しているところでございまます。

また、次年度以降には、先ほどの高田議員の1問目のご質問にお答えさせていただきましたが、相談者の属性や世代にかかわらず、相談内容をしっかり受け止め、対処できる「重層的支援体制」を構築する予定であります。

そのような中、手話言語の普及促進といたしままして、医療機関を受診するときなどに円滑な意思疎通を図るため、手話通訳者や要約筆記者を派遣する意思疎通支援事業や手話奉仕員養成講座、点字を学ぶ講習会や音訳講習会などのボランテ

ィア奉仕員養成講習会、障がい者理解促進研修・啓発活動事業などを実施しているところでもあります。

それに加え、聴覚障がいの方の日常生活におけるコミュニケーションの円滑化を図るため、聴覚障がい者ファックス利用助成事業を行うとともに、また、平成28年度からは役場窓口において、意思疎通の円滑化を図るため、電子メモパッドを2台設置しております。

このように様々な施策は実施しておりますが、障がいのある方が、その障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境を築くことにより、障がいのある方もない方も、お互いに一人ひとりの尊厳を大切にし合う共生のまちづくり、そして、いつまでも自分らしく、生き生きと暮らしていける「まちを愛する心＝シビックプライド」を大切にしたいまちづくりを推進するためにも条例は必要であると考えております。

このことから、条例制定につきましては、町身体障害者福祉協会をはじめ、視覚・聴覚障がいの方のご意見をお伺いしながら、近隣市町村の状況や先進地の事例を参考にさせていただき、検討してまいりたいと考えております。

最後に、町内における身体障害者手帳を所持されている方の人数でございますが、本年10月末現在で963名、知的障がいの方が254名、精神障がいの方312名おられます。障がいの状況につきましては、重複されておられる方もいらっしゃいますが、視覚障がいの方78名、聴覚障がいの方101名、音声機能障がいの方19名、肢体不自由の方610名、内部障がいの方382名でございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 澤議員、再質問を許します。

8番（澤 美穂）（登壇） ご答弁ありがとうございました。この条例を制定することにより、三郷町民の意識の向上にもつながると考えますので、ぜひ早期の条例の制定を希望したいと思います。

偉そうに言っている私も、ついこの間までは、障がいについて漠然とした知識しかなかったのですが、10月17、18日に実施された日本障害者リハビリテーション協会主催のパソコンボランティア指導者養成事業の、障がい者へのICT活用研修会に参加し、2日間みっちり障がい全般について学び、障がい者を特別視するのではなく、障がいのない人と同じように社会で暮らしていけるよう

にしようとするノーマライゼーションの理念によるマルチメディアが実現するアクセシビリティに感銘を受け、手帳をお持ちの方も、そうでない方にとっても、ありのまま、それらを活用することにより、もっと住みよいまちの実現につながるのではないかと感じたからです。

平成29年に実施されたアンケートの中で、障がい理解を深めるために必要なことでは、児童生徒に対する福祉教育を充実することを要望されている方が多かったのですが、特に、三郷北小学校では手話コーラスに力を入れておられることから、今後も継続し、手話に興味を持つきっかけとし、現在、三郷町では入門と基礎講座しかない手話奉仕員養成講座の充実を図り、もっと手話を身近に感じてもらえるよう、広報「さんごう」での手話に関する掲載や、町のホームページでの手話動画の視聴ができたり、また、イベント等で手話に触れることができる手話体験コーナーの設置、町職員や学校関係者への研修と、学校等への理解の促進にさらに力を入れていただき、有事の際の避難所での対応でも安心していただけるようにと願っております。

同じく、アンケートでは77%の方がご家族と一緒に住まいで、困ったときの相談相手が家族や親戚と答えられた方が77.7%と最も多く、このことから、良好な家族関係を築いていらっしゃる事が推測できます。

しかしながら、将来への不安では、高齢になったときの事を挙げられています。親は、年齢からいっても子どもよりも先に亡くなります。もし自分に何かあったら、自分が死んだら、親亡きあとのことを何よりも心配されていると思います。障がいをお持ちの方はもちろんですが、その親御さんの悲しみや不安は、もしかしたらご本人以上かもしれません。これは障がいをお持ちの方ではなく、何らかの理由で子どもがひきこもりになられた家庭にも言えることで、8050問題にも共通することです。

また、中途障がいを持つことになった方は、先天性障がいを持って生まれた方とは違い、障がいのなかった頃の自分を知っておられます。もともとできていたのにできなくなったことのほうが喪失感が強く、人生に絶望されるかもしれません。また、本人だけではなく、家族のショックも大きい場合があります。最悪の場合は、自ら命を絶たれることにもつながりかねません。私がわざわざ申し上げるまでもないことだとは重々承知しておりますが、ご本人、ご家族の精神的なサポートもより手厚くお願いし、同時に、担当する職員の精神的な負担とならない

ようなご配慮をお願いしたいと思います。

また、障がいをお持ちの方へのアンケートの回収期間が約3週間になっています。代筆による回答を可能とされているようですが、ご自分で回答される方もいらっしゃることから、回答率をもっと上げ、アンケート内容の精度を高めるためにも、今後は1か月程度の回答期間を設けていただけるよう要望し、私の1問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤勇二） 1問目の質問は終了しました。続きまして、2問目の質問に移ります。8番、澤美穂議員。

8番（澤 美穂）（登壇） 続きまして、2問目の質問をさせていただきます。コロナ禍での避難所における感染予防対策と避難所開設・運営マニュアルの配付について伺いたします。

世界各国ではワクチンの接種が始まるようですが、日本ではまだ目途が立っておらず、昨日は奈良県で最も高い感染者数が出て、依然として増加が続いている状態ではありますが、災害もいつ起きるか分かりません。しかしながら、密を避けるということで、今年度は従来の避難訓練や消火訓練を中止にしている自治会が多く、自主防災組織の通常の会議などもできていない状況です。

三郷町のハザードマップによりますと、住民の方がまず避難されるであろう補助避難所は自治会館がほとんどで、避難所開設は各地区の自主防災組織と自治会役員で行わなければなりません。避難所開設に関する取決めができていない状況だと思われ。その危機的状況に、今年7月、三室の北村防災士と一緒に、三郷町自主防災ネットワークを試験的に立ち上げ、三室、美松ヶ丘、城山台、イーストヒルズの防災士や防災委員にご参加をいただき、7月18日と10月31日にZoomで防災ミーティングを実施しております。

現在、女性3名を含めた28名で、グループLINEによる情報も共有しております。三室・美松ヶ丘エリア担当の消防団第二分団の分団長にも参加依頼をさせていただきましたが、一切協力はしないということでしたので、今回、奈良県防災士会植村前理事長、現相談役にアドバイザーとしてご参加をいただいております。

本来でしたら、各地区の防災訓練実施をサポートし合い、よいところをまねしながら切磋琢磨し、お互いの訓練のレベルをより高いものにしていこうと考えておりましたが、コロナ禍では実施ができていない状況です。今後もオンライン防

災ミーティングを定期的に継続していきたいと考えております。

今年8月に奈良県防災士会が実施された避難所開設訓練に参加しましたが、頭では理解しているつもりでいたものの、今現在、自治会館に置いているであろう備品だけを使って避難所開設体験をしてみたのですが、まず受付名簿すらない状態です。その名簿を手書きで作成するにも、どんな項目が必要かさえ戸惑うていたらくで、訓練の課題として、発熱している人が来たり、もたもたしていると怒り出す人がいたり、赤ちゃんを連れた人が授乳室を要望されたり、ペットを連れた人はどうするかなどの困った事例も用意されていて、どうする、どうするを連発するばかりでした。

発熱している方とそうでない方の動線を分け、発熱している方を隔離するのは困難極まりなく、訓練後の講評時に足りないものや注意すべき点などを指摘されると、ああ、そうやった、大事なことが抜けてたと自己嫌悪に陥ってしまいました。実際、これが本番だったとしたらと思うと、ぞっとしました。

一緒に訓練に参加していたイーストヒルズ在住の平本防災士が、そのことを踏まえて実施されたイーストヒルズでの避難所開設訓練を見学させていただきましたが、見事に改善点をクリアされ、実際に体験してみる訓練の重要性を再認識しましたが、その後、残念ながらほかの地区では全ての訓練が中心になったと報告を受けています。

私の所属する美松ヶ丘自主防災会でも、高齢化率が高いため、感染リスクを減らす意向により、11月に予定されていた訓練を中止したこともあり、急遽Zoomによる防災訓練を計画しましたが、告知案内文書を全戸配布にしてもらったにもかかわらず、参加者がたった13名でした。保護者と一緒に子どもたちにも楽しんで理解してもらえるようにと、訓練の一環として準備していた奈良県防災士会が作成された紙芝居「避難所体験日記」を画面共有で見てくれた小学生は2人だけでした。

せっかく町から払下げの非常食をたくさん頂いていたので、訓練で使ったパウポを印刷し、コロナ禍での避難についてまとめた文書を作成し、奈良県庁にもらいに行った女性視点での防災ブックと共に、子ども会の全会員と、参加できなかった自主防災のメンバーにも配付をさせていただき、町からの払下品を無駄なく活用させていただきました。ありがとうございました。その中でも、初めてこういう長いパンを頂いたんですが、こちらの評判がとてもよかったことをご報告さ

せていただきます。

補助避難所となります各地区の自治会館は、建て替えられた最新のものから、かなりの年数が経過したものまで、広さ等も個々に違っています。各地区の自主防災組織の意識やスキルにもばらつきがあり、避難所開設の知識などを持たれていない可能性もあります。行政に頼るばかりではなく、自分たちのまちは自分たちで守るという意識の下、奈良県防災士会に所属している防災士は、防災士会が実施する研修や講習会などで新たな知識や情報を得て、それらを地元の訓練に反映することができますが、個人ではどうしても啓発ができる範囲に限界があります。町が率先して、最低限の避難所開設・運営マニュアルを作成し、町民誰もがいつでも閲覧できるようホームページに載せ、避難所開設に携わるであろう自主防災組織や自治会役員には配付し、避難所でクラスターを発生させることがないように、まずは感染予防対策を徹底していただくことを要望します。

その際、町民には、コロナ禍の今、避難所に収容できる人数が従来よりも限られていることから、避難所に入れない可能性があることや、避難の際には従来の非常持ち出し品にプラスしてマスク、消毒液、体温計についても避難者自身が持参すること、避難先は必ずしも避難所である必要がないことを周知し、自宅が安全であれば在宅避難し、被災地ではない場所にお住まいの家族、友人、知人の家に避難させてもらうことや、ペット同伴で避難するのならば、エコノミークラス症候群に気をつけながら、車中での避難を選ぶなど、幾つかの選択肢を準備しておき、家族でもしものときにはどうするか、落ち合う場所や避難について日頃から話し合い、難を避けられる場所を探しておくことも推奨すべきと考えます。

地方創生臨時交付金事業、新型コロナウイルス感染症対策事業で拡充した防災備蓄品の段ボールベッドや間仕切り等は、既に指定避難所に配置されているのか。また、配置する数については、どのように分配される予定にされているのか、マニュアル配付の件と併せてお答えください。よろしく願いいたします。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、澤議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

本町の避難所は、指定避難所が11か所（うち福祉避難所が2か所）補助避難所が20か所の合計31か所を指定しており、全避難所の想定収容人数は5,548人です。

今回、議員お尋ねのコロナ禍における避難所の収容人数につきましては、通常時の約3分の1となることから1,849人程度と見込んでおります。大規模地震発生時の避難想定人数の6,605人と比較すると、単純に4,756人の避難スペースが不足することとなります。

これらを少しでも解消するため、株式会社スイデンにご協力いただき、民間スペースの活用として、夕陽ヶ丘にある工場を新たに避難所指定させていただきました。また、今後、柏原市と平群町を含む広域の防災拠点として、のどか村を一時避難地に指定させていただき、テントによる避難や車中泊等に使用することを考えております。

なお、その「のどか村」付近には、県域水道の広域化に伴い、県事業により約8,000人が3日生活できる水量に相当する100トン規模の貯水槽も新設される予定となっております。そして、先日の臨時会で譲渡の報告をさせていただきました奈良学園大学の敷地内には、立派な冷暖房完備の体育館やグラウンドもごございます。もちろん、これらも避難所として活用し、避難スペースを充実させてまいります。ただ、これで充足するわけではございません。引き続き避難スペースの確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、避難とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はないこと、避難先は小中学校や自治会館などの避難所だけではなく、安全な親戚・知人宅も避難所になることなど、適切な避難行動を取っていただけるよう、啓発活動も併せて行っていきたいと考えております。

次に、防災備蓄品についてであります。地方創生臨時交付金や奈良モデル応援補助金を活用し、段ボールベッドを50台、間仕切りを130個購入し、それぞれの総数が、段ボールベッド100台、間仕切り210台を備蓄しております。これら備蓄品は、立野防災倉庫、三郷小学校、三郷中学校に分散して保管しており、長期避難を余儀なくされる状況が発生した場合には、被災者の避難状況を確認し、必要な量を必要なところに届けることを想定しております。

最後に、避難所開設におけるマニュアルの配付についてであります。新型コロナウイルスが感染拡大する中、避難所開設・運営をスムーズに行うには、議員ご指摘のとおり、一定の手順書が必要だと考えております。しかし、避難所運営マニュアルにつきましては、現在、鋭意見直し中であることから、県作成の避難所運営に係るガイドラインや防災ハンドブック等をまずもって配付する方向で検討

してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 2問目の質問は終了しました。8番、澤美穂議員の質問は以上をもって終結します。

暫時休憩します。再開は午後1時15分とします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時15分

議長（伊藤勇二） 休憩を解き、再開します。

それでは、2番、久保安正議員、一問一答方式で行います。久保議員。

2番（久保安正）（登壇） 地球温暖化防止のための再生可能エネルギーによるエネルギーの地産地消の推進状況についてお聞きをいたします。

平成27年度策定の「三郷町まちづくり総合戦略」に、地球温暖化防止の取組の一つとして、再生可能エネルギーによるエネルギーの地産地消を目指すと掲げられました。その内容は、再生可能エネルギーの導入で、施設見学による新たな観光資源としての活用が期待され、また、家庭向け電力小売自由化に伴い、民間企業と連携し、自治体PPSについての検討を行うと、これらの取組から、雇用創出に重点を置いて導入を検討するというものです。

PPSとは、既存の大手電力会社である関西電力等の一般電気事業者とは別の特定規模電気事業者、Power Producer and Supplierのことで、自家発電をしたり、余剰電力を利用したりして、電気を安価に供給する電気業界への新規参入事業者のことです。

この「まちづくり総合戦略」に掲げられたことを受けて、翌年度、平成28年度に「三郷町再生可能エネルギー導入可能性調査」が実施されました。その結果、太陽光、風力、小水力、バイオマスについて調査検討したが、三郷町ではいずれも事業化は困難とされました。ただ、町施設の電力供給を既存の小売電気事業者PPSに切り替えれば、年間800万円以上の料金削減効果がある。また、町内に新たなPPSを設立すれば、年間350万円の料金削減、新たに3名程度の雇用創出、小規模事業所程度の税収アップが見込まれるため、地域への還元効果が高い。さらに、町内の太陽光発電等から電気を購入すれば、町内産電気の地産地消を実現することが可能であるということで、地域新電力会社設立の方向が示されました。

この調査を受けて、翌年度の29年度に、「三郷町地域新電力事業に伴う調査・計画策定業務」が実施され、新電力会社設立の目的として、1、地域新会社設立による新たな産業の創出と町内の雇用機会の創出、2、域内資源等を活用した電力供給事業を中心としたまちづくり、地方創生ということ、この二つが新電力会社設立の目的として挙げられました。

そして、平成30年度、5月に株式会社三郷ひまわりエナジーが全額民間出資で設立をされました。この三郷ひまわりエナジーが設立されて、今年は3年目になりますけども、「総合戦略」で掲げた地球温暖化防止のための再生可能エネルギーによるエネルギーの地産地消は、どの程度進んだのですか。また、これからの見通しについてお答えをお願いします。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼します。それでは、久保議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

議員のご質問にありますとおり、平成27年度に策定いたしました「第1期三郷町まちづくり総合戦略」において、地球温暖化防止に関する先駆的な取組の一つとして、再生可能エネルギーによるエネルギーの地産地消を目標に掲げ、公共施設等での再生可能エネルギーの活用や地域新電力会社の設立にこれまで取り組んでまいりました。

公共施設への取組では、従前は福祉保健センターに10キロワットの太陽光パネルが設置されていただけでありましたが、近年においては、補助率10分の10のグリーンニューディール基金事業を活用し、給食センターをはじめ、三郷小学校、北小学校、そして三室園に、また、補助率4分の3の自立分散型エネルギー設備等導入事業を活用し、役場庁舎、福祉保健センター、南畑幼稚園に、そして、文科省の補助金により、三郷中学校にそれぞれ太陽光パネル、合計といたしまして95.8キロワットと、蓄電池、合計146キロワットを設置し、地球温暖化の防止、エネルギーの地産地消に取り組んでまいりました。いずれも高補助率の事業採択を受け、整備することができたものであります。

また、公共施設とは別に、これまで218戸の一般のご家庭の方々が町の補助制度を活用され、太陽光パネルを設置されている実績もございます。これらによりまして、エネルギーの地産地消はもとより、災害時における非常用電源としても活用できることから、自立分散型エネルギー社会の構築にも寄与しているところ

ろでございます。

次に、地域新電力会社についてであります。平成29年度、本町と国際航業株式会社との連携により、電力供給だけではなく、エネルギーの地産地消の促進、省エネルギーの推進、環境まちづくりの支援などを目的に、株式会社三郷ひまわりエナジーを設立いたしました。

その三郷ひまわりエナジーが公共施設に供給しております電力の電源構成は、天然ガスが54%と最も高く、続いて、日本卸電力取引所からが25%、こちらは電源構成が開示されておられません。そして、太陽光等の再生可能エネルギーは4%と、まだまだ低い状況ではあります。

しかし、三郷ひまわりエナジーでは、需要施設に太陽光パネルを無償で設置し、発電した電力を需要施設に直接販売する電力小売モデルであるPPA事業に取り組んでおります。昨年度は立野汚水中継ポンプ場に太陽光パネルを設置いたしました。また、今年度中には図書館にも設置する予定であります。今後は、民間施設や一般家庭にもPPA事業を計画しており、徐々にではありますが、再生可能エネルギーによる電力供給を進めているところであります。

また、今後におきましても、三郷ひまわりエナジーと連携を図りながら、昨年度策定いたしました「第2期三郷町まちづくり総合戦略」にある環境にやさしいまちづくり並びに、三郷町SDGs未来都市計画の2030年開発目標にある、現在2,000キロワットの再生可能エネルギー発電容量を5,000キロワットに伸ばす目標が達成できるよう取り組み、エネルギーの地産地消及び災害に強いまちづくりを目指してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 久保議員、再質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 昨年1月に策定されました三郷町地球温暖化対策実行計画では、町の事務事業の実施に伴って排出される温暖化効果ガスCO₂の総排出量を、これから10年後ですけれども、2030年度末までに、2013年度、平成25年度比で40%以上を削減するということが目標として掲げられました。ちなみに、国の目標は26%ですので、40%は積極的な目標であり、評価をするものであります。

この40%以上を削減することを目標として、達成に向けた具体的な措置の一つとして、新たに設立された地域新電力会社、三郷ひまわりエナジーと協定を結

び、連携して温室効果ガス排出量の軽減、再生可能エネルギー等の導入に向けた取組を行う。このように三郷町地球温暖化対策実行計画では述べられております。

今、先ほど部長から、三郷ひまわりエナジーの町施設への供給電力の電源構成が述べられましたけど、再生可能エネルギーは4%という答弁でした。天然ガスが5割を超えてる。要はCO₂排出ですけど、こういった。というのが現状であります。

この事業は、再生可能エネルギーによるエネルギーの地産地消を目的に実施されてきた事業です。現時点で見ると、事業目的と現況に大きな乖離がありますけれども、この乖離についての町の認識はどのようなものでしょうか。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 久保議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの回答でもありましたが、実際のところ、4%という状況で、確かにひまわりエナジーに関してでいいますと、まだ再生可能エネルギーの活用は少ないところがございます。ではあります、町全体と考えまして、公共施設のほうには積極的に今、補助金を活用して、再生可能エネルギーの活用ということで、太陽光パネル等を設置しております。今後におきましても、公共施設は積極的にまだ進めているところです。西部保育園にもまた設置する予定もしております。

そして、ご指摘ありますように、ひまわりエナジーの部分につきましては、まだまだこれからの状況であるというところで、乖離があるところは否めないところであると思います。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 久保議員、再々質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 確認ですけど、町の本庁舎等々の電力は、ひまわりエナジーから供給されてるんですね。今、部長から答弁ありましたけども、大きな乖離があるということはそのとおりだということでもあります。当初の事業目的と現況がなかなか近づいてきてない。しかも大きな乖離があるということですので、こういう場合に、事業そのものについて見直すこともあるのですか、お答えをいただきたい。

さらに、再生可能エネルギーの地産地消が主たる目的ではなくて、電気料金の削減を主な目的とするのであれば、現在行われている三郷ひまわりエナジーとの随意契約ではなくて、ほかの事業者も入札に参加できる競争入札に切り替えるこ

とも検討すべきであるというふうに思いますけれども、いかがでございましょう。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） それでは、久保議員の再々質問にお答えさせていただきます。今後、ひまわりエナジーとのこの状況を見直す中といったところと、電力会社の随意契約をやめて、入札にして電気料金を下げるべきではないかといったご質問であったかと思えます。

確かに、地産地消につきましても、まだまだこれからの状況であるのは事実でございます。しかし、当初の目的といたしまして、エネルギーの地産地消はもちろんでございます。そこに加えて、今のお話にもあったように、電気料金の削減ということももちろん考えております。そしてまたエネルギーコストの域内還流ということで、町内でお金の流れを生むということで、経済効果を生んでいきたいということであったり、災害時の電源確保ということで、災害時に太陽光パネルによる電源確保、そしてまた雇用の創出、これも全てにおいて地域活性化の効果が見込めるものであるということで、今、連携して行っております。

実際のところ、まだまだひまわりエナジー自身が発展途上であるという部分がございます。小さく始めて大きく成長というイメージを持って、長い目で見ていただきたいという思いもでございます。今後、事業展開をどんどん広げまして、当初の目標、政策目標が達成できますよう今後も努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 1問目の質問は終了しました。続きまして、2問目の質問に移ります。2番、久保安正議員。

2番（久保安正）（登壇） 第8期介護保険事業計画の保険料の据置きをということで質問いたします。

後期高齢者医療は、奈良県の県下の全部の市町村が参加している広域連合が運営をしております。国民健康保険は、奈良県が財政運営主体となって、保険者が三郷町と奈良県。三郷町というのか、各市町村と奈良県が保険者となっております。

後期高齢者医療、国民健康保険については、保険料や保険税の値上げが続いて、町民の皆さんから、値下げをしてほしいという要望が強く寄せられております。しかし、これらの保険料や保険税を幾らにするかは、三郷町が三郷町だけで独自

で設定することは、現在は制度上、困難になっております。一方で、介護保険は保険者が三郷町ですので、保険料を幾らにするかは三郷町だけで決定できます。

2021年度、来年度から2022年度までの3年間の第8期の介護保険事業計画が現在、検討されておりますけれども、第8期計画の保険料については、まずは保険給付費の伸び率を直近の実態に合わせた伸び率とすること、保険給付費の伸び率、これをどのように見るかが保険料を幾らにするかの基礎となるわけですが、現在の第7期計画では、保険給付費の伸び率を、平成29年度から30年度が6%、平成30年度から31年度が12.5%、平成31年度から平成32年度が13.1%の伸びとして介護保険料が設定されましたけれども、現在、この平成30年度と31年度の決算が出ています。まだ令和2年度、今年度の決算は出てないんですけども。

この決算の数字、保険給付費と地域支援事業費の合計、これ、総合事業ですけど、この合計の金額で見ますと、平成29年度から30年度が、計画が6.0%でしたけれども、実績はゼロです。要するに、伸びはゼロです、ありません。平成30年度から31年度は、計画は12.5%の伸びで計算されましたけれども、決算は6.8%、半分と、大きくこれも乖離をしております。

今申し上げたように、一つは、保険給付費の伸び率を実態に合わせたものにするということ。それから、二つ目には、平成31年度、2019年度決算残高で約1億1,000万円の基金を活用すること。三つ目は、一般会計からの法定外繰入を行う。こういうことを組み合わせ、せめて介護保険料だけでも値上げをせずに据置きとして、町民の皆さんの要望に応える考えはありますか。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、久保議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

本年度は、令和3年度から令和5年度までの介護保険料の改定の年であり、3年ごとに見直されます高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の第8期の計画の作成年度であります。その介護保険料の算定につきましては、現在、第8期介護保険事業計画を、町長の諮問機関であります介護保険運営協議会において策定及びご審議いただいているところであります。

議員ご質問の保険給付費につきましては、過去の実績や今後の人口動態などを参考に見込んでいるところであります。しかしながら、実績に基づき、今後の三

郷町の実態に沿った推計を行いますと、年々、要介護認定者数やその方々の介護保険サービスの利用頻度、保険給付費は増加傾向にあります。また、人口動態を見ましても、高齢者の中でも、より介護を必要とする可能性が高い75歳以上の人口が、今後さらに増加していくと見込まれます。

介護保険料は、保険給付費の23%は65歳以上の方にご負担いただいている第1号介護被保険者の介護保険料で負担していくことが介護保険法に定められており、介護保険料の上昇は、保険給付費の上昇に比例していくものと考えられます。

このことから、高齢化率が30%を超えて進む中、介護を社会全体で支え合う介護保険制度においては、持続可能で安定的な財政運営が何よりも重要であります。

そのためにも、現在も行っております「スッキリ教室」、「運動器機能向上訓練」、「いきいき百歳体操」などの介護予防や認知症予防を行い、介護を必要とする方を減らすことで介護給付費も抑えることができると考えておりますので、今後も予防施策に重点を置いた取組を社会福祉協議会と連携しながら実施してまいります。

その上で、介護保険料は当該運営協議会におきまして、保険料の算定に必要なデータや保険料の上昇を抑制するための基金の活用なども含め、十分調査、審議をいただき、その結果を踏まえ、第8期の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を作成してまいりたいと考えております。

なお、一般会計からの法定外繰入につきましては、一般会計からの繰入れが常態化すると財政を圧迫することになり、ひいてはほかの施策にも支障を来す可能性も考えられるため、本町にありましては、今後も一般会計からの繰入れは、介護保険法に基づくルール分の繰入れを行ってまいりたいと考えており、被保険者の負担額や介護給付費準備基金の保有額を勘案しながら、保険料の設定について検討してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 久保議員、再質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 部長から今、答弁いただきました。保険給付費を抑えるための介護予防、町でもいろいろと努力をして、また、一定の成果も上がっていることも十分に承知をしておりますし、その点は評価をするものであります。

介護保険制度ですけれども、ご承知のように、これは2000年度、約20年前に制度がつくられました。当初の介護保険、第1号被保険者、いわゆる65歳以上の方の介護保険料ですけれども、基準額で年間3万6,000円でした。月3,000円でした。今、第7期ですけれども、第7期は年間で6万5,160円、1.8倍になっております。年金は1.8倍増えたとはとても思えません。保険料は1.8倍になっております。

私たち共産党議員団は、この11月から、町民の皆さんを対象にして、暮らしのアンケートを実施しております。今、250通を超えて回答が寄せられておりますけれども、その中で、質問項目に「町で重点的に取り組んでほしいことは何ですか」ということで、18項目を挙げて、町民の皆さんにお尋ねしました。これは18項目、幾つでも丸をすることができるという質問形式ですけれども、その中のトップは西和医療センターの総合病院としての継続、これが6割を超えてトップであります。2番目が、国民健康保険税や介護保険料などの引下げ。これが5割を超える方が、三郷町として重点的に取り組んでほしいという要望となっております。

保険料や保険税の引下げが住民の皆さんの切実な要望です。この声に応じて、第8期の介護保険料は、せめて据置きにするということで考えられないでしょうか。重ねて質問いたします。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。久保議員の再質問にお答えさせていただきます。

久保議員、今おっしゃいますように、住民さんの声も、理解は確かにできます。しかしながら、先ほども申し上げましたが、超高齢化社会を迎える中、介護保険制度を維持していくためには、やはり持続可能で安定的な財政が何よりも重要であります。今回の補正予算でも上程させていただいておりますが、介護サービス給付費はやっぱり増加しております。そのためにも、先ほども申し上げましたが、予防施策をしっかりと行い、少しでも給付を抑える施策をすることで、保険料の上昇を抑えられるよう、適正かつ効果的な介護保険制度の運営に取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 久保議員、再々質問を許します。

2 番（久保安正）（登壇） 65歳以上の方の、第1号被保険者の保険料の収納状況ですけれども、1年間の年金総額が18万円以上の人は、有無を言わず年金から天引きされてしまう特別徴収ですので、収納率は100%です。1年間の年金総額が18万円以下の人は、自分で払い込む普通徴収です。ほとんどの方は、保険料の額を決める所得段階が一番低い第1段階と考えられますので、保険料は基準額の2分の1の年間3万2,580円です。1年間の年金総額が18万円以下なのに、介護保険料だけで3万2,580円です。

この普通徴収の人の介護保険料の現年度、その年の分の保険料ですけれども、この滞納者が毎年度100名前後にもなっております。第6期計画の当初の2015年度、約5年前ですけど、累積滞納者は244件でした。2019年度決算、令和元年度決算では383件、ここ5年間で1.6倍と、滞納件数がどんどん増えております。

先ほど申し上げましたけれども、介護保険料は誰にも邪魔されずに三郷町だけで決められます。町長にお伺いします。先ほど部長から答弁がありましたように、介護保険の制度は制度として脇に置いて、政策として、政治の決断として、8期の介護保険料はせめて据置きとする、そのための方法が何かないか検討してみなお考えはありますか。

議長（伊藤勇二） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 久保議員の再々質問にお答えしたいなと思います。

非常に厳しい言葉を言っていたなと思います。ほとんど先ほど辰巳部長から答えたとおりでございますけれども、政策がないか、そして、上げないで済む方法はないかということだと思います。

非常に厳しいことではございますが、やはり私どもとしては、運営協議会のほうに諮問を投げかけている以上、そちらの回答を待つというのが一つの手でございますし、それと、先ほどから申していますように、介護予防にやはりもっともっと力を入れていくこととしたいと思います。スッキリ教室や運動機能向上訓練、そしていきいき百歳体操。私も最近、特殊詐欺の問題で、ずっとそこを回らせていただいておりますけれども、やはり来ていただいている方は特定の方になっております。どんどん、どんどん、もっといろんな方がそこに来ていただければ非常にありがたいです。平成28年の平均寿命が、女性87.8歳ということで、奈良県一やったんですね。男性はといいますと、81.何歳やったと思うんです

が、ちょっと男性のほうが弱くて、十何位やったと思います。これ、平均寿命なんです。女性、強いなと思います。しかしながら、健康寿命といいますと、真ん中なんです。男性も女性も十何位。39市町村中、真ん中の位置にあります。

平均寿命は長生きします。しかし、健康寿命は、健康な、自立できる時がいつまであるかということのを物差しで測っているということなんです。健康寿命が高ければ高いほど、こういう介護保険を上げなくても済む。ここに施策を合わせていきたいなと思うわけでございます。そして、どういうことをするかといいますと、やはり今までの介護予防をもっともっと進めていくとともに、やはりデータ化させていただきまして、ヘルスケア、要は健康寿命を長く延伸させる施策をやりたい。

ですから、この8期で確実に止めることはできるかどうかというのは定かではございませんが、今後の施策として、ヘルスケアを大事にしていきたい。また、いろんな高齢者の方々に、健康になるためにということで、進んで出ていただけるように啓発してまいりたいと思います。そういうお答えをさせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（伊藤勇二） 2問目の質問は終了しました。2番、久保安正議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、1番、神崎静代議員、一問一答方式で行います。神崎議員。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、まず1問目、文野マンションの対策についてを質問いたします。

勢野北口駅前の文野マンションにつきましては、改修工事が遅々として進まず、長年放置されたままになっています。ここは三郷北小学校の通学路になっていること、近鉄生駒線の線路沿いであること、それからスーパーヤオヒコの隣であること、それと耐震診断もされておられません。住民からは、近くを通っているときに地震が起きたらどうしようかという不安の声が出ています。

特に、北小の通学時に地震が起きると、子どもたちの安全が確保できませんし、線路の上に建物が倒壊したら、電車が不通になり、住民生活に大きな影響を及ぼします。さらに、県道、観光道路に面しているところや、1階などに産業廃棄物を含むごみなどがたまっており、環境衛生上の問題もあります。早急に対策を講じる必要があると思いますけれども、町の考えをお聞かせください。

議長（伊藤勇二） 佐藤環境整備部長。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） 失礼します。ただいま、神崎議員の1問目の質問いただいたことにお答えいたします。

まず、旧文野マンションのこれまでの経過について、一通り説明をしていきたいと思っております。平成28年5月に同建物の改修工事が長期間中断された状態で、防音シート及び建材や木製パネルが外れて落下する危険な状況であったため、不安を表明する近隣住民の声を受けて、町は所有者に対して、早急に危険物の除去並びに防止対策を施工するように指導を行いました。

平成28年9月には、奈良県の建築基準法担当課へ相談に行ったところ、一部の改修工事を施工されていることから、建築確認申請の提出は不要であり、法令に基づく監督処分は困難との回答でした。また、同時に奈良県労働基準監督署にも、現場の安全性の観点から相談を行いました。また、工事中でなければ法令に基づいた指導を行うことはできないとの回答でした。

それと並行しながら、町から所有者に対して約2年の間、再三にわたり落下物の除去と安全対策について指導を行ってきたところ、ようやく落下物等につきましては撤去されたという状況です。その後も、所有者に対して同建物の改善の方向性について確認を行ってまいりましたが、具体的な回答がいただけなかったことから、町として何ができるか、行政代執行を含めたあらゆる検討を行ってまいりました。

平成27年5月26日に施行された空家等対策特別措置法や、本町が制定した三郷町空き家等の適正管理に関する条例を適用することで解決できないか弁護士に相談を行いました。行政代執行により建物の除却を求めるには、建物自体が台風及び地震等により崩落等の事象が発生するなど、除却に必要な条件が確認できていない現時点では難しいとの判断をいたしております。

さらに、平成29年に建築した同建物であることから、耐震性能が不足しているのではということを経験を理由に除却等の強制的な手段を採用できないかと検討を行いました。昭和56年6月に改正があった建築基準法は、それ以降の建築物に対して適用がされる改正であったということと、同建物が増築や建て替えを行う際は、この法令に適合するように建築する必要がありますが、現時点では直ちに違法ということは言えず、強制的な処分を行うことはできないという状況です。

しかし、耐震性能が不足する建物であれば、放置することは近隣に危険が及ぶ

ため、所有者に対して速やかに耐震診断を実施し、耐震性能が不足することが確認されれば、耐震補強を施工した上で、長期間中断している改修工事を再開するように任意に指導を行っております。これに従い、昨年末には、所有者も耐震診断に係る費用を専門業者に見積もらせました。その費用が高額になる見込みと町へ報告があり、その後は、その耐震診断をするか、解体するかの選択肢について、費用対効果と所有者の資金計画に基づき、実施時期を検討しているところと回答を得ています。

町としましては、新たな選択肢を検討しているところですが、現時点では、行政として法令に基づく強制的な手段がないことから、所有者の意思に沿った改善方法を進めていくことしかできません。しかしながら、町はじめ地元の心配や懸念の声を伝えつつ、所有者に対して安全管理徹底や建物の今後の利用方針を示すよう、粘り強く交渉を行ってまいります。ご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（伊藤勇二） 佐藤部長、建築、昭和29年と言うてはるんですが、訂正して。平成じゃない。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） すいません、耐震性能のところですけども、文野マンションにつきましては、昭和49年の建築ということですよ。すいません、失礼します。

議長（伊藤勇二） 神崎議員、再質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） 町もいろいろと努力をされ、解決するのに困難なことがあるということはよくよく分かるんですけども、では、困難なことがあるので、このまま放置しておくのかということ、そういうわけにはいかないと思うんですけども、今後、何か町にお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤勇二） 佐藤環境整備部長。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） 失礼します。今、神崎議員様のほうから再質問ということで、対応、どのように今後して、文野マンションの対応をしていくかということをお聞きしました。

現在のところ、弁護士とも再度相談する中で、最新のいわゆる幽霊マンションというんですか、建物の対応状況とかの事例をちょっと集めながら、三郷町のこの文野マンションに対して、どのようなことができるのかということ、弁護士

士とも相談しながら進めていきたいと考えております。

それと、あと、所有者につきましても、現場の状況が長年放置されているということであるから、状況について、再度、所有者として今後、本当にどのような活用をされていくのか、その際には耐震性能という部分について、どのように満たしていこうとしているのかということところは再度確認をして、取り得る手段を考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（伊藤勇二） 1問目の質問は終了しました。続きまして、2問目の質問に移ります。1番、神崎静代議員。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、2問目の、ごみ総排出量の削減のための方策はということで質問いたします。

可燃ごみについては、分別収集の強化などの努力で減ってきていること、だから、廃棄物からの資源回収率が23%で、他の類似自治体平均の19%に比べ、4%上回っている点など、評価をいたしますけれども、今のところ、分別収集で可燃ごみがプラごみとか廃品回収に移っただけで、ごみ全体の量を減らすということがなかなかうまくいってないと思うんです。

平成31年3月に、この新しいごみ処理基本計画が出されてますけれども、排出抑制を最優先にしたごみの減量、資源化の促進ということで、廃棄物の対策はまず何よりも、廃棄物を排出しないごみゼロ生活ということが重要であるというふうに述べられております。

そうなっているんですけれども、平成28年度の三郷町民1人1日当たりのごみ総排出量は992グラムであって、類似自治体平均の896グラムと比較すると96グラム、約10%上回っています。また、平成26年作成の前回のごみ処理基本計画で、平成30年度の目標値を864.5グラムと設定していましたが、実際は1,014.9グラムで、平成28年度992グラム、平成29年度981.1グラムより逆に多くなっています。そういうことで、計画が全く達成できておりません。

今度の、31年3月にできました新しい基本計画が作成され、平成35年度は845.1グラムということ、目標値を定めておりますけれども、今までのようなやり方では到底達成できないのではないかと思いますけれども、目標達成のためにはどのような取組を考えておられるのか、お聞かせください。

議長（伊藤勇二） 佐藤環境整備部長。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） 失礼します。神崎議員からの２問目の質問にお答えしたいと思います。

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画では、「排出抑制を最優先にした資源循環型社会の形成」を本町の廃棄物処理の基本理念とし、「ごみの減量・資源化の促進」を目標の両輪として据え、平成31年3月に策定いたしました。

議員からご指摘いただきましたとおり、平成28年度時点で、三郷町民1人1日当たりのごみ総排出量は、類似自治体の平均と比較しますと、約10%程度上回っております。結果として、平成25年度に作成した一般廃棄物処理基本計画の目標値を達成できておりませんでした。これまでの町の啓発によって、町内の事業者を含めた町民の皆様の意識を排出削減の方向に転換させるまでには至らなかったかと反省しております。

しかしながら、焼却炉で焼却処分が必要な可燃ごみにつきましては、町民の皆様も分別の必要性を認知していただき、分別等に積極的にご協力いただいたことに加え、清掃センターにおいても、収集してきた可燃ごみから資源ごみ、不燃ごみの手選別を行うなど、日々努力した結果、過去3年で比較しますと、減少傾向にあります。資源ごみにつきましては、平成29年度で1,915トン、平成30年度で1,933トン、令和元年度で1,986トンと増加しております。

また、不燃ごみにつきましては、平成29年度で418トン、平成30年度で490トン、令和元年度で572トンと増加しておりますが、清掃センターにおいて、手選別により収集してきた不燃ごみの中から資源ごみをピックアップし、最終処分が必要な真の廃棄物であるごみの抑制に努めております。

以上のように、一般廃棄物処理計画の理念を実現するため、町はごみ分別の必要性を繰り返し啓発し、計画の一つであるごみの資源化率は県内でも高い水準で推移しています。平成29年度23.01%、平成30年度23.18%、令和元年度23.79%と推移しており、中間目標年度である令和5年度の26.6%を達成できる推移となってきました。

また、現行の焼却施設撤去後に、新たなリサイクルの専門施設を整備することを計画しており、町民の皆様のご協力を得ながら、さらなる資源化率の向上につなげていきたいと考えております。

議員ご指摘のごみ総排出量の減少については、町民の皆様に排出抑制を担って

いただく施策が必要なことから、今年度より、ごみとして出さないことを目的に、家庭用生ごみ処理機を貸与する事業を行っており、計300基中100基の貸出しが完了しております。7月開始から9月までの3か月間で約12トンがごみ減量につながっており、残りの200基は納入次第、公募して貸出しを行う予定です。

先ほど申しましたとおり、資源化の促進については目標を達成できる水準で推移しておりますので、今後は家庭用生ごみ処理機の貸与をはじめ、根本的にごみを出さない2R（リデュース・リユース）の取組を推進し、ごみの総排出量を削減する、もったいないという意識に転換していただけるよう、町民の皆様への啓発をさらに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（伊藤勇二） 神崎議員、再質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） ごみの減量化、資源化の促進として、生ごみ処理機、モニターが始まりまして、かなりの量が減量されていると今、お答えがありました。今の清掃センターのほうでもかなり努力していただいて、いろいろと取組をされているということは、それはもうすごくあれやなと思っているんですけども、清掃センターというのはどうしたらごみを処理する、回収して処理するかということが一番主な仕事やと思うんですけども、今、本当にごみを、総量を減らしていくというのはなかなか大変な取組だと思います。

全国各地を見ましても、鹿児島県の志布志町とか福岡県大木町など、ごみを資源と考え、ごみの再利用を真剣に考え、住民の協力も得ながら取り組んでいますし、議員視察で行った上勝町などの取組、全国各地ではいろいろな取組がされております。よその自治体の取組など、調査研究していただいて、それをそのままというわけには、もちろん三郷町の特殊性などもありますので、どんなことができるのかということを考えて実践していく。

また、最近、町民の皆さんからは、分別などについていろいろ知りたいので、勉強会をしたいという声が結構寄せられるんですけども、今年はコロナのことで、そういう人が集まるのは無理だということで、実際にそういうことが実践されてないんですけども、町民の方からそういう声が寄せられるということは、そういうごみに関してすごい関心があるんだということなのでね。今後はそういった声に応えられるように、町民の皆さんにもそういう説明会をすとかといっ

た取組も大切だなと思っています。

それから、今、最近問題になっていますのは、廃プラスチックによる海洋汚染、生物汚染、また食品ロスの削減なども環境問題として、単に三郷町の中だけではなくて、ごみの分野で、地球規模で考えて、それを地域で行動するということが問われているんじゃないかなと思います。

最近の可燃ごみを減らすという取組の中で、いろいろやって成果も出ていますから、いろんな取組、考えてやっていけばごみを減らすことができるんじゃないかと。もう実際に、可燃ごみは減っているということで、やればできるのだなと私も思いますので、これからはもうちょっと広い視野から考え、いろんな観点から考えていくような専任の職員を配置するというので、ごみの総量を減らす取組を進めていってほしいなと思うんですけども、その点についてのお考えをお聞かせください。

議長（伊藤勇二） 佐藤環境整備部長。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） 失礼します。ただいま再質問いただきました、議員お述べの、ごみ減量化にとどまらず、環境全般を考える専門の職員というものを役場の中に配置するということだと思いますけれども、これにつきましては、他の市町村においては、そういう専門の職員としての位置づけの職員を置かれて、一定の効果を上げておられると聞いておりますし、三郷町においても、ごみ減量化を考える専門職員を置くべきかどうかというところにつきましては、新しい施設整備の計画も進めている現況を考えると、今後の人事として考えていく中で、担当部長としては検討に値する内容かなというふうに思っております。ただ、ごみの総排出量の減少、削減という部分につきましては、役場内部だけで取り組める内容ではないというふうな認識でいます。

先ほど、議員からもおっしゃっていただきましたけれども、町民の皆さんも意識を持って、説明会、勉強会を開いてくれというようなことなんですけれども、昨年度策定された三郷町のSDGsの未来都市計画の中でも、地域の課題を解決するには、町内に目を向けると、メンターとしての三郷ひまわりパートナーズという位置づけであったり、外部まで目を向けると、国や県、それから各種団体、それから大学など、積極的にパートナーシップを組んで、お互いが有するノウハウや資源を活用して課題の解決に貢献するということが、その計画上も予定されています。そういった仕組みを、枠組みを重層的にというんですか、活用しなが

らごみの総排出量の削減という課題解決につなげていきたいと思っております。
以上です。

議長（伊藤勇二） 神崎議員、再々質問を許します。

1 番（神崎静代）（登壇） 担当部長としてはそういうことも、専任の職員を置くということも考えられるかなと前向きに言っていただきましたけれども、それと、町の職員だけで何とかするというのではなくて、やっぱりいろんな住民の人たちと協力してごみを減らすということになりましたら、どうしても住民さんに手伝っていただくというか協力、一緒にやっていくということが重要なことだと思います。

それで、最近、生駒市の取組。これはごみを出す取組ではなくて、自治会が、住民同士が支え合う取組としてそういうのを、市民活動推進課という生駒市の、そこが自治会さんに、住民として何かそういうコミュニティーをやっていくための何かを、取組をしてくれたら、3年間は補助金を出すよという制度なんですけれども。その中で、萩の台自治会さんでは、ごみを出しに行ったついでに地域の人たちと寄って話をしたり、何か活動したりするという取組をされているというように、そういうのが昨日ですか、朝日新聞に載っておりました。

だから、そこだけのあれではなくて、やっぱり三郷町のごみだけではなくて、やっぱり広い視野で、いろんな活動と連携しながらやっていくということも大切だと思いますので、部長はああおっしゃっていただきましたけど、町長はどのようなお考えかお聞かせください。

議長（伊藤勇二） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 神崎議員の再々質問にお答えしたいなと思います。

おっしゃっていることはごもっともでございます。私もずっと以前からそういう形でごみを減らすというか、家庭からごみを出さないという方向と、それと、やはり住民さんに対してごみにならないように、もったいないですよという啓発をしていくこと、そして、一つはやはり、ごみとして出てきたら、やはり資源に変えていく、この三つを施策として頑張ってきたつもりでございます。

ところが、やはりうちの組織体制の中でも、集団回収にあっては環境整備課でやっているわけですね。ごみの回収はというたら、資源循環でやっているという。これは本来は一本化すべきやろうなと私は思っていました。そういうこともありまして、今後、一つの窓口としてやっていかなければならないであろうなという

検討に入っていきたいなと思います。

そして、一つだけ、これはちょっと成果として聞いていただきたいんですが、先ほど、家庭用の生ごみ処理機を貸与するという事業をやっておるわけですが、300基中100基を貸与した結果、12トンのごみが家庭から出なくなっただということで、すごい大きな成果だったのではないかなと思います。たかが100軒なんですよね。ところが、この100軒を1軒当たりに割っていただいたら、年間で480キロ減るわけなんです。ですから、先ほどおっしゃった、1年間に家庭から出る総量から480キロ引けば、ほぼほぼ半減するんですよ。そういう施策をどんどん進めていきたい。

ですから、今のところ予定では300基ですけれども、やはり新年度に当たっても、もうちょっと増やしていくような施策を取って行って、そして、やはり住民さんの啓発が一番大事なのかなと思いますので、そういう一つの部署というよりも、先ほどから出てますように、重層的という話も一緒なんですけれども、やはりいろんな部署が集まってでも一つの窓口をつくっていく、そういう形でやっていきたいなと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

議長（伊藤勇二） 2問目の質問は終了しました。1番、神崎静代議員の質問は以上をもって終結します。

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時40分とします。

休 憩 午後 2時25分

再 開 午後 2時40分

議長（伊藤勇二） 休憩を解き、再開します。

それでは、11番、山田勝男議員。

11番（山田勝男）（登壇） 議長の許可が得られましたので、龍田大社の風鎮祭、秋祭りを三郷町文化財の登録指定について質問させていただきます。久しぶりにここへ立ちました。大変緊張しております。

本文に入る前に、1点訂正をお願いいたします。質問書の第1行目の「文部科学」の「科」が「化」になっていますので、それは科学の「科」に訂正のほう、よろしくをお願いいたします。

さて、近年、伝統的な芸能や古くから続く地域のお祭りなどが、過疎化や少子高齢化等による担い手不足などの理由により、存続が危ぶまれる事態が増えていると指摘されております。それで、平成29年、文部科学大臣によるこれからの

文化財の保存と活用の在り方についての諮問を受け、文化財分科会に設置された企画調査会において検討を行い、地域における文化財の計画的な保存及び活用の促進を図るため、文化財保護法が改正されました。当時の企画調査会の議論の中で、無形文化財や民俗文化財に関する検討をより深く進めるべきではないかとの意見が出されました。

それで、新たに文化審議会文化財分科会企画調査会という舌をかみそうな大変長い名称の調査会を設置し、文化財保護法が今年で70年を機に、過疎化や少子高齢化で危険にさらされている各地に根づいた文化財の存続、継承を確実にするため、来年の通常国会において改正するものであります。この法律については、反対要素がありませんので、可決されるものと確信しております。

こうしたことから、今回質問させていただく龍田大社の風鎮祭、秋祭りの無形文化財の登録であります。このお祭りの起源は大変古く、龍田大社の創建に関わりが深く、約2,200年前、第10代崇仁天皇の御世に、風水害や凶作、また疫病が流行し、これらを鎮めるために、風の神を竜田の地に祭り、それ以降、毎年お祭りが催行されたそうであります。

稲作文化が中心だった我が国では、暴風や洪水、また疾病等は非常に厄介なものであり、古代人は、これを鎮めていただくことにより、全ての作物が豊かに実るようにとの祈りを込めたのが、この祭りだそうです。秋になり、その願いがかなえられ、そのお礼の感謝の祭りが、いわゆる秋祭りであります。

なお、国家祭祀、官祭として催行されたのは、三郷町史にも記述のとおり、天武天皇4年、675年に勅使を遣わせて、風神を竜田の立野に祭らし、毎年4月と7月4日、年2回、勅使参向の下に行われたそうです。

しかし、中世以降、著しく衰え、明治になって復興されたものの、第二次世界大戦により再び衰退し、昭和34年に先々代宮司の就任祝いに準拠され、その後、先代、上田氏により、盛大に復興されたそうです。

このように、長い歴史のあるすばらしい文化です。三郷町の文化財保護条例第15条1項の定めるところにより、ぜひ登録指定していただけたらと思います。町の所見をお伺いしたいところでございます。よろしく申し上げます。

議長（伊藤勇二） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 失礼します。それでは、山田議員のご質問にお答えさせていただきます。

龍田大社の行事で、4月4日開催の例大祭と、7月第一日曜日開催の風鎮大祭につきましては、日本書紀に記述され、天武天皇、持統天皇が4月と7月に河合町の廣瀬神社とともに勅旨を遣わせており、平安時代の延喜式の四時祭の中でも4月と7月に風神祭を行っていたことが記されております。

このことから、龍田大社の祭祀自体が古代学的にも大変貴重な文化財であることは理解しておりますが、現在の風鎮大祭の祭祀自体が古代の祭祀形態をどれほど残しているかとなると不確かな部分も多くあることから、神社の祭祀自体の無形民俗文化財指定はハードルが高いと思われまます。

しかしながら、地域独特の大和川や龍田山との関わりを示す形態が残っている例大祭の前後の行事として行われる瀧祭や放魚祭、風鎮大祭で行われる龍田神楽奉納や後行事の^{ござかみおきんじんまゐ}御座峰山神祭に加え、近世の龍田大社と龍田神社の関係を示すお渡り行事等は、現在も残る民俗行事として、無形民俗文化財を目指すことは可能であるかと思ひます。

しかしながら、指定するに当たりましては、それぞれの行事に関して、民族学等の専門家が調査を行い、報告書等の作成が必要となり、また、行事を保存活用するための主体である保存会や文化財専門員等の体制づくりも不可欠であるかと思ひます。

今後、奈良県をはじめ、関係機関とも連携しながら、またアドバイスを受けながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 山田議員、再質問を許します。

11番（山田勝男）（登壇） ただいま部長から前向きなご答弁をいただきました。

この法律は、祭りや郷土料理など、無形の文化の保存や活用を強化するために、文化財保護法を改正するものであります。

皆さんご存じのとおり、京都の三大祭りの一つ、平安神宮の時代祭でさえ、平安遷都1100年を記念して1895年に始まり、今年で125年です。このような状況の中で、龍田大社創始以来2200年の歴史の中で、法隆寺を建立された聖徳太子が、工事の安全祈願のため、日参され、無事、落慶法要を営まれたのを機に、お礼の気持ちを込めて本宮、すなわち龍田大社のご祭神を法隆寺の守護神として龍田神社を建立され、これが渡御祭の始まりで、およそ1400年前のことだそうです。

さらに、この渡御祭に関わりの深い風神太鼓については、アマテラスオオミカミが天岩戸にお隠れになられたときに、アマノウズメノカミが桶を逆さにして踏みとどろかせて、見事、アマテラスオオミカミが天岩戸からお出になられたという言い伝えがあります。これが風神太鼓の始まりだそうです。

多くの文献等を精査するのは大変だと思いますが、このように夢のある文化、風鎮祭、秋祭り、渡御祭といった、龍田大社にまつわるすばらしい文化をぜひ三郷町の文化財に指定していただけますよう要望して、私の質問を終わらせていただきます。先ほど部長から答弁いただいておりますので、再答弁は結構でございます。

議長（伊藤勇二） 11番、山田勝男議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、10番、辰己圭一議員、一問一答方式で行います。辰己議員。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきましたので、一つ目の質問をさせていただきます。まず、火災発生時の防災行政無線についてお伺いをいたします。

三郷町における防災行政無線は、町内全部でたしか42か所設置されており、放送の種類は「一般放送」と「チャイム時差放送」があり、地震や台風などの災害、国民保護に関する情報や行方不明者の発生等に放送する「緊急放送」があります。

しかしながら、以前は実施していた建物等の火災時にサイレン吹鳴と発生場所の音声放送が、今現在ありません。前は各消防団員の招集をかける意味でもサイレンが鳴っておりましたが、今現在、消防団に対しては、火災の通報が入った場合、県の広域消防本部から携帯に電話がかかってくるんです。これも電話に出るまで、3回は必ずかかってくるんですけども。それと同時に、火災発生場所を知らせるメールが配信されます。これはこれで消防団にとっては非常にありがたいのですが、肝心の住民の方には、火災が起こっても、消防車がサイレンを鳴らして火災現場に到着するまで知ることができないのが今の現状でございます。

なぜサイレン吹鳴と町内放送をやめたのか、それなりの理由があるのかなとは思いますが、例えば小さなお子さんがおられる方や、夜中のサイレンがうるさいという、そういう意見があったところでしょうか。ただ、一方で、定期的に防災訓練をされている地域住民の方々からはご意見をいただいておりますけども、やはり火災時には、町民の皆様に対し、近くで火災が発生していることを周

知し、早期の避難行動に移っていただくためや、あるいは自分の身の安全確保のために、昼夜問わず火災発生付近での災害放送は必要だと考えます。

例に挙げますと、今から4年前の平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生した火災は、大規模な火災となりました。この原因は、フェーン現象に伴う強い南風により、広範囲に延焼拡大しました。被害は約4万平方メートルが消失し、147軒の住宅が焼損しました。幸い死亡された方はおられませんでしたが、17名の方が負傷しております。

何が言いたいかといいますと、この三郷町でも木造建築の住宅が密集している地域がたくさんございます。もしこういった地域で火災が発生してしまうと、火がついて、初期消火、せいぜいこれは2分から5分の間なんですけども、消火器、またはバケツに水を入れて初期消火ができればいいんですが、もう、これ、天井にまで火が燃え広がると、約15分から20分で隣の家に延焼します。そうなる、一気に燃え広がるのが予想されます。

もし自分の数軒向こうで火災が発生して、それに気づかず逃げ遅れたら、どうなるでしょうか。そういった取り返しがつかないようにならないためにも、もし町内で火災が発生した場合、町内全体にサイレンを鳴らすのではなく、必要な地域のみでサイレン吹鳴と火災の音声放送を行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。町として今後検討すべきことだと思っておりますけれども、ご見解をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、辰己議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

本町の防災行政無線は災害等の緊急時に住民へ正確な情報を的確かつ迅速に発信し、住民の生命と財産を守り、被害を軽減することを主たる目的として設置したものであります。現在は平成26年度にデジタル化し、町内42か所に屋外スピーカーを設置しております。また、そのほかには正午や夕方の定時放送や、多くの住民の方々が参加されるイベントの中止、行方不明者の情報等、必要性や緊急性をその都度判断し放送しております。

議員ご指摘の火災情報につきましては、以前は西和消防署からの火災発生の連絡を、開庁時は総務課、閉庁時は守衛室で受け、全消防団員への出動要請を目的に、防災行政無線のサイレンを鳴らし、火災発生場所も放送しておりました。し

かし、その後、情報通信技術の発達により、平成28年度より広域消防本部の通信指令室に入った火災発生の通報を、各消防署への出動要請と同時に、市町村の消防団員全員に自動音声による電話連絡と電子メールで知らされることができるようになったことから、防災行政無線による火災発生の放送を行わなくなった経緯がございます。

また、火災発生を町民の皆様に周知する点につきましては、避難指示等の避難情報を避難行動に結びつけることとは異なり、サイレンを鳴らすことで住民の皆さんに不安を与えてしまうことや、多くの住民が火災現場に集まることによる消火活動への影響等が懸念されます。このようなことから、防災行政無線による火災情報の発信は現状を維持させていただきますが、大規模火災につながるような火災の場合は、必要に応じ、議員のおっしゃるとおり、防災行政無線を使って周知してまいりたいと考えております。また、奈良県広域消防組合の災害案内ダイヤルで火災の詳細が確認できますので、そのことも広報紙等で広く周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 辰己議員、再質問を許します。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいま加地部長からご答弁いただきましたが、町としては、大規模災害のときは災害用の災害放送を流すということですが、僕の経験上なんですけども、逆にサイレンを鳴らすと人が集まってきてしまうということでもありますけども、この逆もちょっと想定して考えていただきたいんですけども。急にサイレンを鳴らして消防車はその火事の現場まで行くと、逆に皆さん、全く知らないの、それこそ慌ててぱっと玄関の外へ出てこられるときが、これ、実際にあった話なんですけども、あるので、そういうときに消防車に轢かれる恐れもあるので、僕は逆やと思っていますよ。これもちょうと参考にさせていただきたいんですけども。どうせなら、町民の皆さんに火災発生の周知の必要性を広く知ってもらって、まず、これ、理解を得ることが必要だと思います。

そこでお伺いしますけども、例えば、町が発信しているフェイスブックやツイッターなどSNSやホームページでお知らせすることも一つの方法だと思いますし、あるいは各地域の自治会の会長さんをお願いをして、サイレン吹鳴等の災害放送の必要性を伝えてもらって、地域住民の方々に話をさせていただくことも、こ

れ、大事なかなと思います。

また、三郷町には、各地域に五つの消防団がありますけども、主に自治会を通して地域の皆さんと定期的に防災訓練を行っております。そういったときに、災害放送の必要性を消防団にお話ししていただくのも必要だと思います。ある意味、これが一番説得力があるような気がしますけども。

というのも、消防団は各地域の自治会や自主防災組織、そういった団体とも密に日頃から連携を図っております。各分団長を筆頭に、団員の皆さんは本当に住民の方々のために日々訓練を重ね、防災活動を行っております。それから、この火災発生時に町内放送を流せば、行政放送テレホンサービス、これ、電話で聴くことができますし、行政放送メール配信サービスに登録をしておくと、放送と同じ内容をメールで見るともできます。

やはり町民の皆さんに、こういった事前の説明と理解を得るのは必要不可欠だと思いますけども、再度お聞きしますが、町として今後はどのように考えているか、お答えのほどよろしく願いいたします。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。辰己議員の再質問にお答えさせていただきます。

今の辰己議員の話で、その周知の必要性というのは十分認識できるところだと思います。今後、検討させていただきますが、実際のところ、以前とは違いました。先ほど申し上げましたように、情報通信システムが発達したことによりまして、いち早くということで、消防団員の方にすぐメール、電話が入るということで、実際現場に到着されるのは、消防団員が一番早いというふうに聞いております。誰よりも先に到着できるということで、その状況を見ていただいた段階で、近隣の方にも知らせていただけるかなという部分も、ちょっと町サイドでは思っている部分がありました。

ただ、今のお話を聞きますと、確かに言われる部分も考えられますので、その辺り、どうするかと今お答えはできませんが、検討のほうはさせていただきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 辰己議員、再々質問を許します。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、再々質問をさせていただきます。

ただいま再答弁いただきましたが、前向きに検討されるという返事をいただけたのかなというふうに私は理解をしておりますけども、ここで、単独の建物火災もそうなんですけども、いつ起こってもおかしくない南海トラフ地震ですが、こういった地震が起こったとき、同時に火災が発生する可能性もございます。

ここで皆さんに一つだけ覚えておいていただきたいのは、意外と知られておりませんが、奈良県には八つの活断層が通っております。この三郷町においては、生駒断層もそうなんですけども、そのほかに大和川断層帯というのがございまして、これは大体郡山から三郷付近までずっと走ってる断層なんですけども、もしこの断層がずれたときは震度7以上の地震が来ると言われております。

ただ、県のホームページを見てみますと、今後30年で発生する確率は0.1%などと言われておるんですけども、これも全く当てになりません。いい例が、平成28年に起きました熊本断層地震ですけども、これは奈良県と同じように、起こるほんの数日前に言われた話ですけども、今後30年で発生する確率はほぼゼロから0.9%とされておりました。こういったことを言われて、次の日に大きい地震が来たので、いかにこの地震の予測が当てにならないかというのが思い知らされました。

先ほどの単独の火災の災害放送の件もそうなんですけども、こういった、今後、緊急時に備えることもやはり考えておかなければならないと思います。ぜひ町民の財産と生命を守るために、火災発生時の災害放送を再度ご検討いただきまして、取り入れていただきますよう、強くお願いを申しておきます。

最後に答弁をお聞きしまして、私の一つ目の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 辰己議員の再々質問にお答えさせていただきます。

今の強い要望にありましたとおり、今後、前向きに検討するという事で、エリアをまず防災行政無線、全域で鳴らさなくてもいけますので、エリアを限定した中での検討をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 1問目の質問は終了しました。続きまして、2問目の質問に移ります。10番、辰己圭一議員。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、二つ目の質問をさせていただきます。医療用

ウィッグの購入費助成についてお伺いをいたします。

我が国で2人に1人はかかると言われておりますが、がんは、1981年以降、死因の第1位を占め続ける国民病であります。抗がん剤をはじめとして、がん医療が進歩し、がんの5年生存率は上昇傾向にある一方、治療に伴う副作用などに苦悩されている患者さんも多いと聞きます。

がんによる症状や治療に伴う副作用、後遺症に係る悩みのうち、脱毛等の症状により、外見の変化をはじめとした身体的・精神的な負担とともに、社会生活上の不安を抱えている方も多くおられます。また、治療を受けながら社会復帰を希望されている方も多くなっているのも事実でございます。しかし、その副作用で髪を失うことは、本当に精神的につらいものであり、元の長さに戻るまでは時間もかかりますし、治療費に加えてウィッグの購入となると、経済的にも負担が大きいものでございます。

この医療ウィッグの値段はピンキリで、高いものになると数十万、20万も超えて、オーダーですと80万ぐらいかかるとか言われておりますけれども、また、この医療用ウィッグは、残念ながら厚労省では医療器具として認められず、医療費控除や健康保険では対象外となっております。

既に、理容組合から国や各都道府県に医療用ウィッグの購入費助成の要望が、この三郷町も含めて要望が出ておりますが、奈良県内は、どうやらこれからのようです。全国的に見ると、このウィッグの購入費助成を実施されている自治体がたくさんありますけれども、東北から九州までで、今年の6月現在のデータで見ますと、73以上の自治体が行っているようです。中には、医療用ウィッグの助成だけではなく、乳房補正器具の助成もあるようでございます。今後、こういった取組は、全国的に増えていくのではないのでしょうか。

この三郷町でも、がん患者の治療と仕事の両立及び療養生活の質の向上を図り、がんの治療に伴う外見の悩みに対して、支援し、がんになっても安心して暮らし続けることができる社会の構築を目指すべきだと考えます。

そこで、三郷町としても、社会復帰の支援として医療用ウィッグの助成ができないものかと考えますが、町としてのご見解をお伺いいたします。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、辰巳議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃいますように、日本人のおよそ2人に1人が一生のうち、がんと診断されており、奈良県においても、「がんにならない、がんになっても安心できる奈良県」の実現に向け、取組が進められております。

そのような中、抗がん剤をはじめとして、がん医療が進歩し、がんの5年生存率は上昇傾向にあります。一方、治療に伴う副作用、合併症、後遺症に苦悩している患者さんもたくさんおられます。

がん患者の実態調査では、がんによる症状や治療に伴う副作用、後遺症に関する悩みのうち、しびれや外見の変化をはじめとした薬物療法に関連した悩みの割合が顕著に増加しております。また、治療を受けながら社会復帰を希望されている方が多くなっているのも事実でございます。

今回、議員ご質問の医療用ウィッグの公的助成につきましては、がん治療を受けておられる方々の精神的、経済的負担が軽減されると考えており、また、療養生活の質の向上や就労などの社会生活の支援になり、大切な要素の一つであると考えております。また、三郷町のがん対策の施策においても、がん検診とアフターケアの両面から進めているところでございますが、健康寿命日本一を目指す本町といたしましても、性別や年齢に関係なく、がん患者の社会参加を後押ししたいと考えております。

このことから、がんになっても患者さんが自分らしく社会生活を送れるよう、今後、様々な情報を収集し、また、既に取り組んでおられる自治体の事業内容や利用状況などを参考に、次年度には助成できるよう、準備してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 辰己議員、再質問を許します。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいま、辰巳部長から、来年度ということでご答弁をいただきました。もうこれ以上、私、言うことはございません。

ただ、本当にがん治療の副作用でつらい思いをなさっている方が本当にたくさんおられますけども、治療費もかさんでなかなかウィッグまで手が伸ばせない状況であるというのも多々聞いております。その中で、この三郷町で助成をしていただけるということが本当にありがたい話だなと思っております。

今後の展開に大いに期待をして、森町長にもお願いを申し上げまして、私の質

問を終えたいと思います。答弁は結構でございます。

議長（伊藤勇二） 2問目の質問は終了しました。10番、辰己圭一議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、7番、木谷慎一郎議員。

7番（木谷慎一郎）（登壇） では、議長のお許しをいただきまして、私からは2問目となります質問のほうをさせていただきます。国の「支援対象児童等見守り強化事業」の活用についてということで質問させていただきます。

新型コロナウイルスの流行に伴う社会不安や、世帯の経済状況の悪化が、子育て世帯における子どもと保護者の関係に悪い影響を及ぼしているとの報道がされています。

子どもへの虐待防止のためには、早期に状況が悪化した家庭と関わりを持ち、相談・支援を通じて状況改善につなげていくことが必要ですが、実際に支援を要する家庭のうち、自ら行政の支援につながることでできる家庭は多くないと言われておりまして、コロナ禍により、この傾向は強まっていると見られます。

また、一般的に子ども食堂はそのような世帯とつながる手段の一つとされていますが、新型コロナウイルスの流行により、活動を再開できずにいる子ども食堂が多く、今年度より始まった「35こども食堂」も開催の目途が立っていません。

そこで、国が始めた標記の事業を活用し、積極的に支援を要すると思われる家庭にアプローチする、いわゆるアウトリーチ型支援による児童虐待防止施策を検討いただきたいと思います。町の見解はいかがでしょうか。

議長（伊藤勇二） 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。それでは、木谷議員の2問目のご質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、全国的に経済状況が悪化し、世帯における収入の減少やDV、児童虐待など、家庭内での問題が増加していると言われています。

こうした中、本町における児童虐待の件数は、平成30年度で51件、令和元年度は39件で、今年度は昨年度より増加傾向にあり、引き続き子どもの安全確保に努めてまいりたいと考えております。

また、社会福祉協議会では、今年度より「35こども食堂」を立ち上げました。現状といたしましては、5月及び7月号の社協だよりにより、ボランティアの募

集や講習会の案内について掲載した結果、一部の議員様も含め、現在21名の方にご登録をいただいております。ボランティア連絡会も3回開催されております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大により、子ども食堂の開始の目途が一向に立たず、その間、ボランティア連絡会を引き続き開催し、保健所への手続関係や先進地への視察などを予定していると聞いております。

次に、議員ご提案の、「国の事業を活用しながら、アウトリーチ型支援による児童虐待防止施策を検討してみてもどうか」とのご意見をいただきました。

この事業は、子ども食堂を活用しつつ、子どもの家庭を訪問し、家庭内での情報を収集するものであることから、社会福祉協議会と協議した結果、「新型コロナウイルス感染拡大の影響で、子ども食堂の運営がいまだ軌道に乗っておらず、まずは本来の目的である子ども食堂を通常にスタートさせ、その後、検討していきたい」との見解でありました。

このことを踏まえ、本町といたしましては、まず、初期の目的である、食事を満足に食べられない子どもや、孤食によるコミュニケーションが不足している子どもとその保護者に対し、温かい食事を提供していくことが重要であると考えております。

また、本町では、今年度及び来年度の2か年において、国のSDGs「地域子供の未来応援交付金」を活用し、子どもの貧困調査及び貧困対策計画を策定する予定をしております。この貧困対策計画が策定された後、子ども食堂の運営が軌道に乗った段階で、子どもの貧困対策計画のデータを利活用しつつ、重層的支援に関わる部署間の連携を図りながら、国の児童虐待防止施策の活用について、社会福祉協議会等と協議を行い、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 木谷議員、再質問を許します。

7番（木谷慎一郎）（登壇） ご答弁いただきました内容なんですけども、おおむね子ども食堂を活動主体と位置づけた上で、本来の活動ができてない状況で、そういう追加的な活動といいますか、本来できてない活動を行うことは今のところではできないと、本来の活動が軌道に乗ってから検討していくという趣旨であると理解いたしました。

この支援対象児童等見守り強化事業という事業なんですけども、こちら、もともと市町村のみでといいますか、市町村の職員のみで行うということは想定され

ておらず、民間団体等にも幅広く協力を求め、様々な地域ネットワークを総動員して行うというふうに掲げられています。

三郷町において、この事業を行う民間団体としてどこがふさわしいかと、確かにボランティアとして参加されている方の関心の方向性からすれば、「35こども食堂」がふさわしいというふうに私も思います。私も、先ほど触れられましたけれども、子ども食堂のメンバーとして入っておりまして、なかなか本来の活動が行えていないという状況は理解しておりますし、まずはみんなで食事をするというところからという考えもお話を聞いておりますので、理解はしております。

とはいえ、子ども食堂という活動の性質上、1か所にみんなが集合して食事をするという形はなかなか外し難いというふうに思われるんですけども、緊急事態宣言が終了しまして、感染状況が一段落ついていた6月、7月頃においても、子ども食堂、再開できてないところが多くあったということからすれば、当面の間、三郷町においても、子ども食堂本来の活動として行うことは難しいのではないかとこのように思われます。

このコロナ禍が長期化していくのに伴って、今まで持ちこたえてこれた家庭における状況の悪化がさらに進んでいくということも考えられます。なので、緊急的な対策が要るのではないかとこのように思いますけれども、この事業につきましては、実施経費の全額が国より補助されることになっております。今、児童虐待を防止するために、支援を強化することに重要性、緊急性があるものと考えられることから、国からの全額補助がされるのではないのでしょうか。

ご答弁でお答えいただきました事情については十分理解いたしますが、可能な限り、また、子ども食堂も含めて、事業開始を願いつつ、質問を終えさせていただきます。

以上です。

議長（伊藤勇二） 回答は。

7番（木谷慎一郎） 結構です。

議長（伊藤勇二） 7番、木谷慎一郎議員の質問は以上をもって終結します。

これをもって一般質問を終結します。

先ほど、監査委員から議長宛てに「議案第54号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」の意見書が提出されましたので、関係書類を配付します。

(資料配付 別紙 8 1 頁)

議長(伊藤勇二) 条例の制定については、「妥当である」とご意見をいただいています。

これより、議案第 5 4 号の意見について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 質疑なしと認めます。これをもって、議案第 5 4 号の意見についての質疑を終結します。

お諮りします。議案第 5 4 号については、総務建設常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、「議案第 5 4 号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」は、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、総務建設常任委員会に付託することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

月曜日から各委員会で審査を願うわけですが、各位にはよろしく願いいたします。

本日はこれで散会いたします。皆様、どうもご苦労さまでございました。

散 会

午後 3 時 2 9 分